

入間市こども計画 素案

表記について

この計画では、原則として、ひらがなで「こども」と表記しています。

これは、こども基本法において、「こども」が「心身の発達の過程にある者」と定義されたことに合わせたものです。

入間市では、前計画に当たる「子ども・若者未来応援プラン」でも、子どもだけでなく若者も対象にして、年齢で途切れることがないような支援を目指してきました。

この計画でも、こども基本法の定義に合わせて「こども」と表記することで、特定の年齢で支援が途切れるのではなく、ライフステージに応じて、あるいはライフステージを通して誰一人取り残さずに、地域全体で未来の担い手を支援することができるものと考えます。

なお、法令等や固有名詞であるものは、そこで使用されている「子ども」「児童」等の表記を使用しています。

また、この計画は、市民にとって分かりやすいことを目指して策定しています。そのため、若者が対象であると明確にする場合は「こども・若者」と表記する等、支援の対象が分かりやすくなるように表記を工夫しています。

<目 次>

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 子育て家庭を取り巻く状況	8
1 入間市の状況	8
2 第2期入間市子ども・子育て支援事業計画点検評価	12
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 こども施策に関する重要事項	15
3 施策体系	16
第4章 施策の展開	18
1 I こどものライフステージに応じた支援	18
2 II 子育て家庭への支援	36
3 III ライフステージを通して行う支援	42
第5章 第3期入間市子ども・子育て支援事業計画	54
1 提供区域の設定	54
2 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容	55
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容	58
第6章 計画の進行管理	67
1 指標と進行管理体制	67
資料編	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化の進行やこどもをめぐる様々な課題が深刻化する状況を背景に令和5年4月、こども基本法を施行しました。あわせて、こども政策を我が国社会の真ん中に据え、総合的に推進していくことを目的として、強い司令塔機能を有する「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、社会全体でこどもの成長を後押しするために「こどもまんなか」をスローガンに掲げ、こどもの最善の利益を第一に、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進め、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。続く令和5年6月には、「こども未来戦略方針」を閣議決定し、若い世代の所得を増やし、全てのこどもや子育て家庭をライフステージに応じて切れ目ない支援、また妊娠期からの伴走型支援の拡充等をしていくとしました。そして令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現を目指した「こども未来戦略」と、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」をあわせて閣議決定しました。

本市では、令和2年からの5年間、「入間市子ども・若者未来応援プラン」に基づき、全てのこどもと子育て家庭に対する支援を推進するため、待機児童解消に向けた幼児教育・保育施設の整備や地域子育て支援拠点の開設等、幼児教育・保育ニーズに対応するサービス提供を進めてきました。令和2年には、発達等に気がかりのあるこどもとその家族が身近な地域で安心して暮らせるよう一貫した支援を行うことを目的として、児童発達支援センター「ういず」を設置し、また、こどもの成長を支える環境づくりについても、令和4年制定の「入間市ヤングケアラー支援条例」による支援や、こどもの居場所づくりの推進等に取り組んできました。さらに、令和6年には、全ての妊産婦や子育て家庭、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」を設置しました。

国や市において、こども政策が推進されている中でも、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、こどもや子育て家庭を取り巻く状況に大きな影響がありました。引き続き、子育ての不安や負担の解消、待機児童、こどもの貧困等に対応していく必要があります。また、こどもを権利の主体として認識した上で、こどもが健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるように社会全体で後押ししていく必要があります。

これらのことから、未来を担う存在であるこどもや子育て家庭を社会全体で支えていくために、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健等、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、「入間市こども計画」を策定するものです。

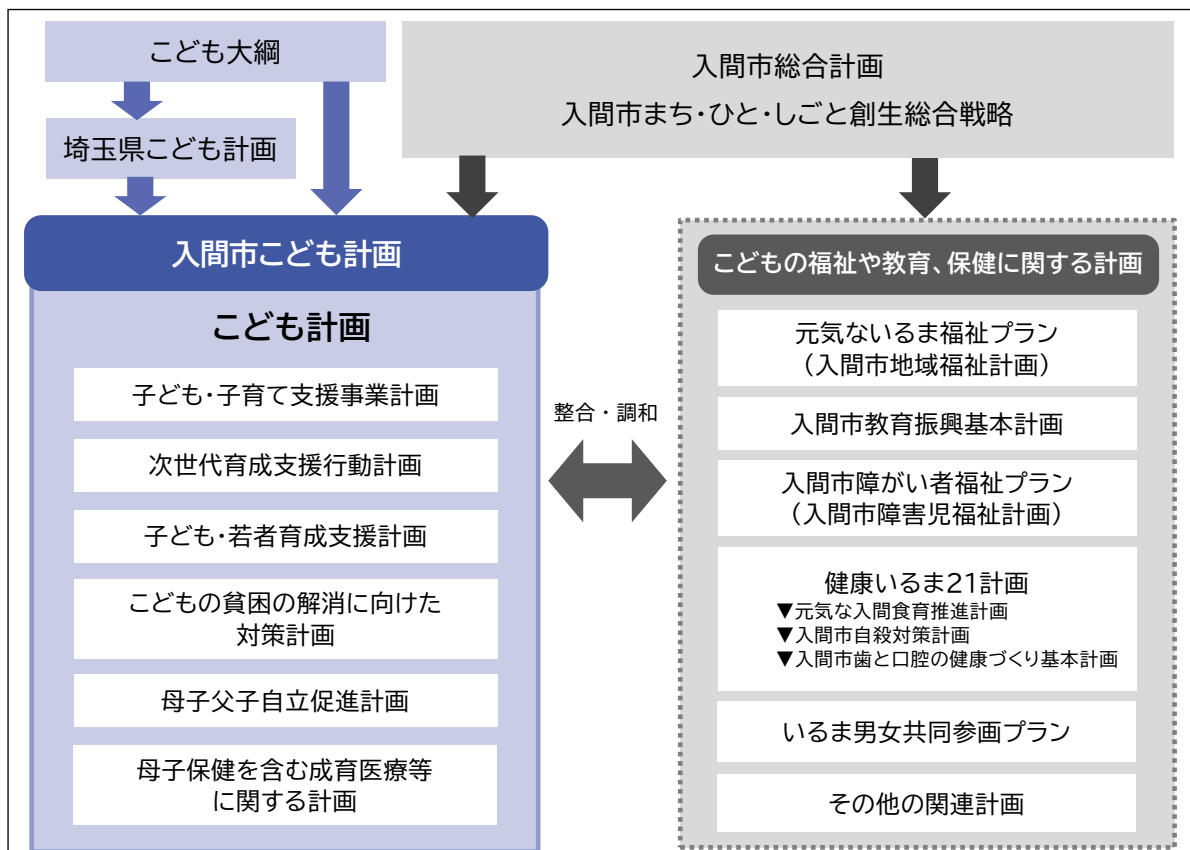
2 計画の位置づけ

入間市子ども計画は、国の子ども大綱を勘案し、子ども基本法第10条に基づく市町村子ども計画として位置づけます。また、以下の各法律等に基づく個別計画と一体的な計画として策定します。

さらに、市の上位計画である「入間市総合計画」及び人口減少への対応戦略としての「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに「元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）」、「入間市教育振興基本計画」、「入間市障がい者福祉プラン（入間市障害児福祉計画）」その他のこどもの福祉や教育、保健に関する計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

名称	根拠法令等
子ども計画	子ども基本法第10条
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法第9条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条
母子父子自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5、17条、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針

<計画の位置づけイメージ>



3 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）までを計画期間とします。

<計画期間>

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
入間市子ども ・若者未来 応援プラン	入間市こども計画					次期 計画
第6次入間市総合計画			第7次入間市総合計画			

4 計画の対象

この計画は、全てのこどもと子育て家庭（妊産婦を含む）を対象とします。

なお、この計画において、「こども」とは、こども基本法に基づき、心身の発達の過程にある者としませんが、事業によっては対象年齢が定められている場合があります。

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、子育てニーズ等を把握するための「こども・子育て支援ニーズ調査」及びこどもやその保護者の生活習慣、心理的な状態等に対する意識を把握するための「こどもの意識・生活に関する調査」を実施し、こどもや子育て家庭の声を集めました。また、市民や関係機関、有識者で構成される「入間市児童福祉審議会」で検討・審議を行いました。

こども基本法第11条に基づき、こどもや子育て家庭の意見を聴取する方法として、対面でのヒアリングやワークショップ等を行い、また、パブリックコメントを実施して、この計画へ反映しました。

入間市もこども基本法やこども大綱に沿って、こども・若者や子育て家庭に対し、こども施策を進めます。

こどもの権利条約では、世界中全てのこどもたちが持つ権利について定められています(下図を参照)。この条約の基本的な考え方は、「差別の禁止」、「児童の最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」の4つで表され、こども基本法の基本理念にも取り入れられています。

学習資料『子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧』



こどもの意見表明権と意見聴取(案)

こどもの権利条約では、意見を表明する権利(意見表明権)について規定されています。これは、こどもに関わる事柄についてこども自身が意見を表すことができるという権利のことです。こどもの意見は年齢や発達に応じて尊重されます。この趣旨を踏まえて、こども基本法では、意見を表明する機会や社会参画の機会の確保を基本理念の一つとしています。

こども大綱では、こどもの意見聴取には、こどもにとっても社会にとっても大きな意義があるとしています。

1つ目は、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることです。大人が育ってきた生活環境と今のこどもの生活環境は大きく異なります。今のこどものことをよく知っているこども自身に意見を聴くことで、こども施策をよりニーズにあったものとすることができます。

2つ目は、意見表明を通じて、こどもの社会の一員としての主体性が高められ、将来の社会参画へとつながっていくことです。こどもが自分の意見を聴かれ、それが社会に何らかの影響を与える経験は、自己肯定感や社会参画への意識を高めることにつながり、それが更なる意見表明につながります。

このようなことから、こどもの意見表明や意見聴取は、社会への影響やこどもの最善の利益の実現においても重要なことです。

こどもが自由に意見を表明できるようになるためには、意見形成への支援や安心・安全に意見を表明できる環境が重要です。そのためには、日常的に意見を言い合える機会があることや、こどもや社会がこどもの社会参画と意見表明の大切さを感じる事が大切です。

入間市でも「入間市こども計画」の策定にあたって、こどもの意見聴取を行いました。「入間市こどもの意識・生活に関する調査」によるアンケート調査をはじめとして、児童センターやNPO法人AIKURU「AIKURU FREE BASE」に来ているこどもへヒアリングを行いました。また、子育て当事者もこども施策に大きく関わることから、「入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査」によるアンケート調査をはじめとして、子育て世代から構成される庁内組織や児童センター等の利用者へのヒアリングも行いました。

これらの取組を通じて、こどもの意見表明の意義が社会に浸透する必要性や手法・環境づくり等の継続的な研究の必要性があるとわかりました。

こどもとともにまちづくりを進められるように、今後もこどもの意見形成や意見表明に関する効果的な取組について検討を進めていきます。

＜＜＜ 実際にやってみたこどもの意見聴取の取組

入間市こども計画の策定に向けて、いくつかの手法でこどもの意見聴取を行いましたので、紹介します。

ヒアリング

児童センター

児童センターに遊びに来たこどもや夏休み期間のボランティアとして来たこどもを対象に、居場所やこどもと関わる職業について意見聴取を行いました。展示ホールにブースを設けて、誰でも参加できるようにすることで、幅広い意見を集めました。

ヒアリングの様子の写真

ヒアリングの様子の写真

ヒアリング

NPO法人AIKURU「AIKURU FREE BASE」

普段の活動の中に参加し、個々もしくはグループと話をし、住みたいまちについて意見聴取を行いました。大きなテーマに対して、こどもたちのそれぞれの視点で多角的な意見を集めました。

ヒアリングの様子の写真

ヒアリングの様子の写真

HP 二 次 元
コードの画像

このほかにも子育て当事者からの意見聴取として、子育て世代から構成される庁内組織や児童センター等の利用者へのヒアリングも行いました。
詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

アンケート

入間市こどもの意識・生活に関する調査

小学5年生・中学2年生のこどもを対象に、生活習慣や居場所、心理的な状態等に対する意識についてWebアンケートで意見聴取を行いました。対象のこどもの保護者に対してもWebアンケートを行いました。

このほかにも入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査として、未就学児・就学児の保護者や妊婦を対象に、教育・保育サービスや子育て支援事業に関する市民ニーズについて紙とWebを併用したアンケートで意見聴取を行いました。
詳細は、資料編や市公式ホームページをご覧ください。

パブリックコメント

入間市HP

(パブリックコメント実施後に追加する予定です。)

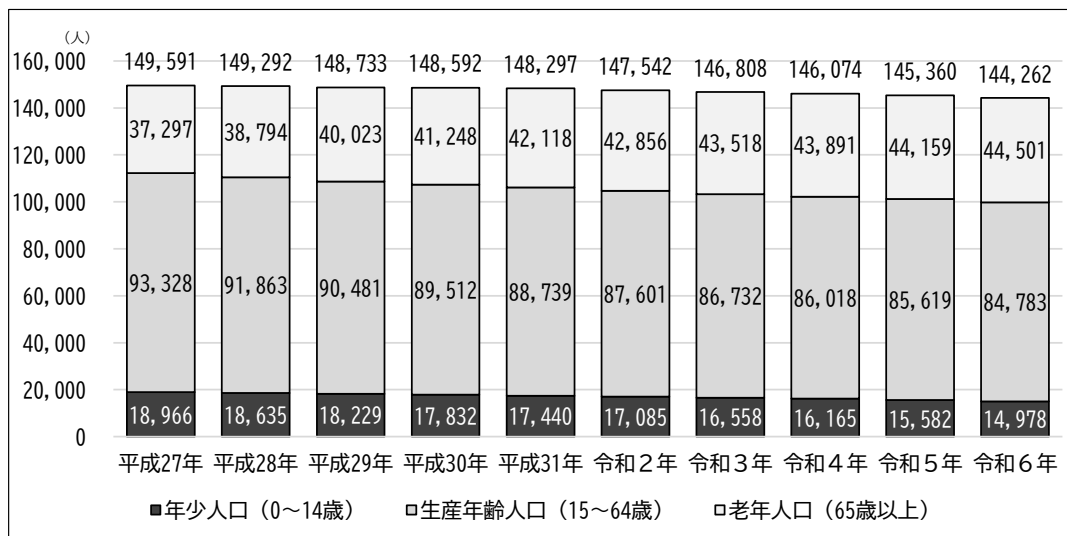
第2章 子育て家庭を取り巻く状況

1 入間市の状況

(1)人口推移

本市の総人口をみると、平成27年以降、年々減少傾向にあります。

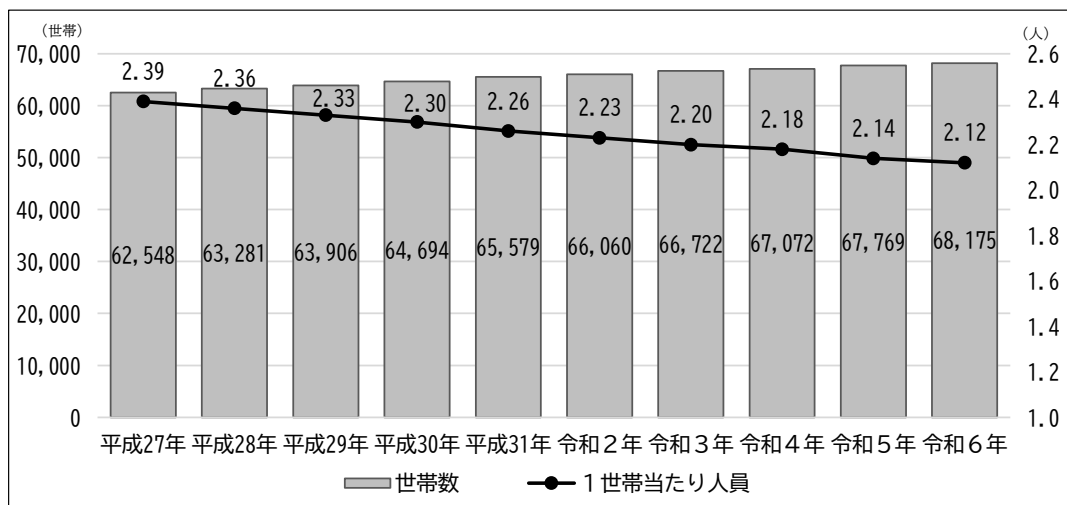
年齢3区分でみると65歳以上の高齢者が年々増加傾向にあり、0～14歳の層と15～64歳の層は減少を続けていることから少子高齢化の進行がみてとれます。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)世帯数の推移

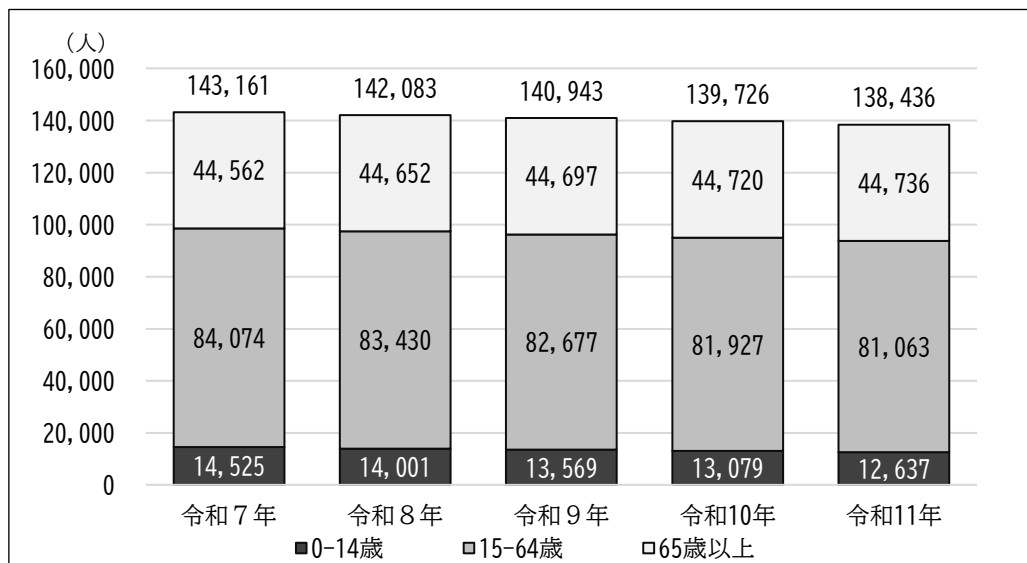
本市の世帯数は増加傾向が続いており、令和6年には68,175世帯となっています。一方で、世帯数の増加に伴って1世帯当たり人員は減少を続けており、令和6年には2.12人と核家族化の進行がうかがえます。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 将来人口の推計

本市の将来人口を推計すると、微減を続け、令和11年には総人口が138,436人で、0～14歳の層は12,637人と予想されます。

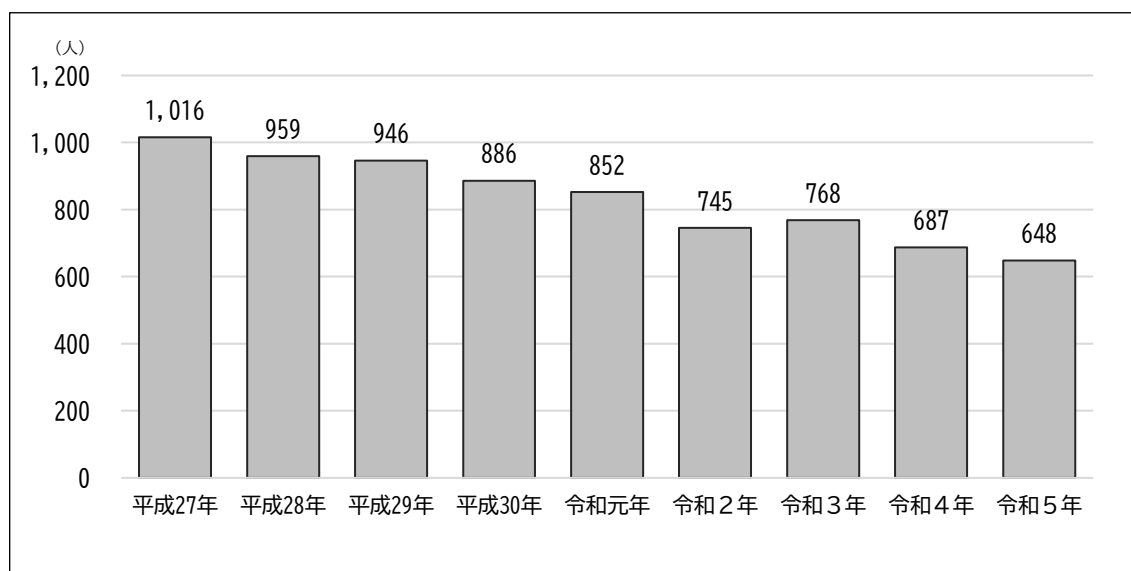


※過去5年の人口の変化率を基に推計

出典：こども支援課推計

(4) 出生数の推移

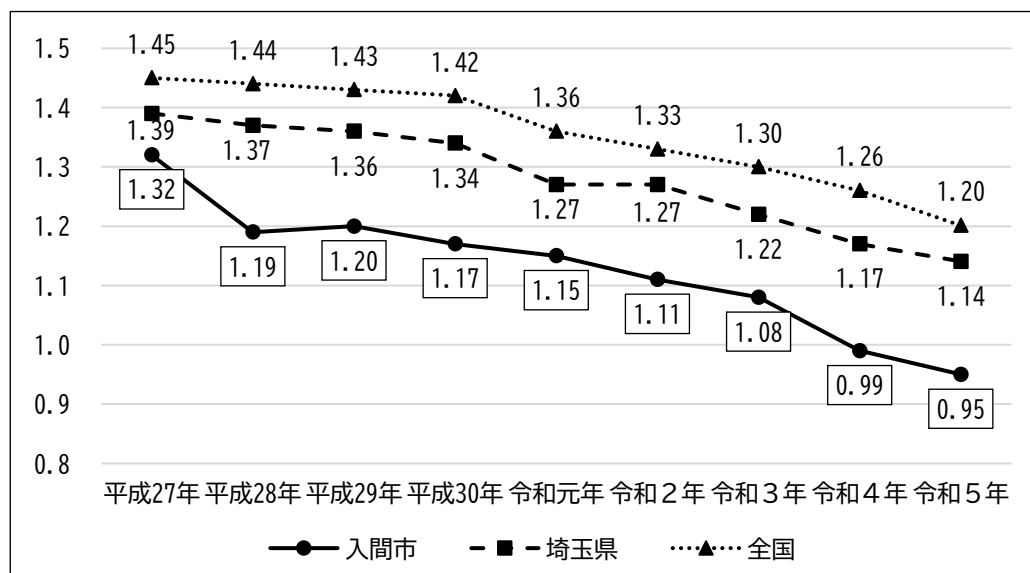
本市の出生数は減少を続けており、令和5年は648人となっています。



出典：埼玉県保健統計年報（各年）

(5)合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成27年以降減少を続けています。「全国」と「埼玉県」の値を下回って推移しています。少子化傾向が続いており、令和5年では0.95となっています。

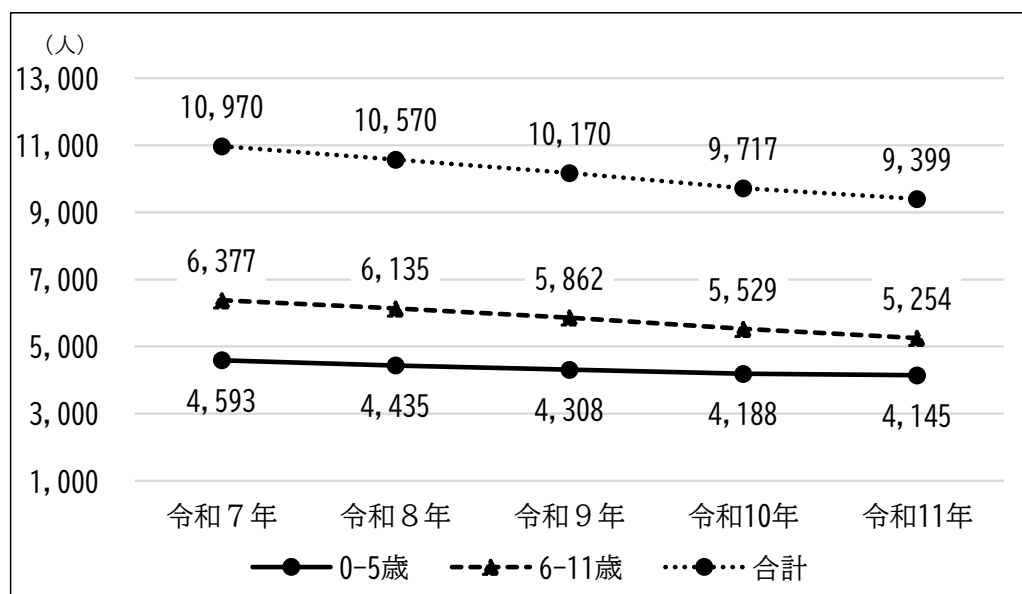


出典：埼玉県保健統計年報（各年）

(6)将来児童数※の推計

本市の将来児童数を推計すると、ゆるやかに減少を続け、令和11年における11歳以下の人口は1万人を下回り9,399人と予想されます。

また、年齢層ごとの推移についても、全ての年齢層で減少傾向が予想されます。

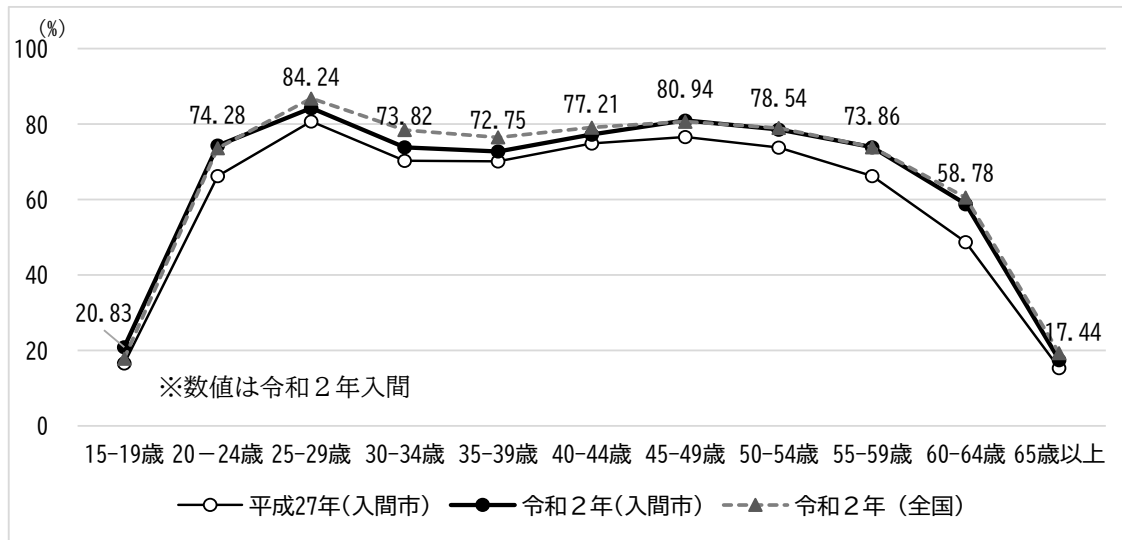


※子ども・子育て支援事業計画で定める事業の対象となる0～11歳の児童人口を掲載

出典：こども支援課推計

(7)女性の労働力率

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、20歳代後半以降、全体的に平成27年からやや上昇しており、30～34歳と35～39歳では3ポイント程度上回っています。それによりM字カーブがさらにゆるやかになっています。

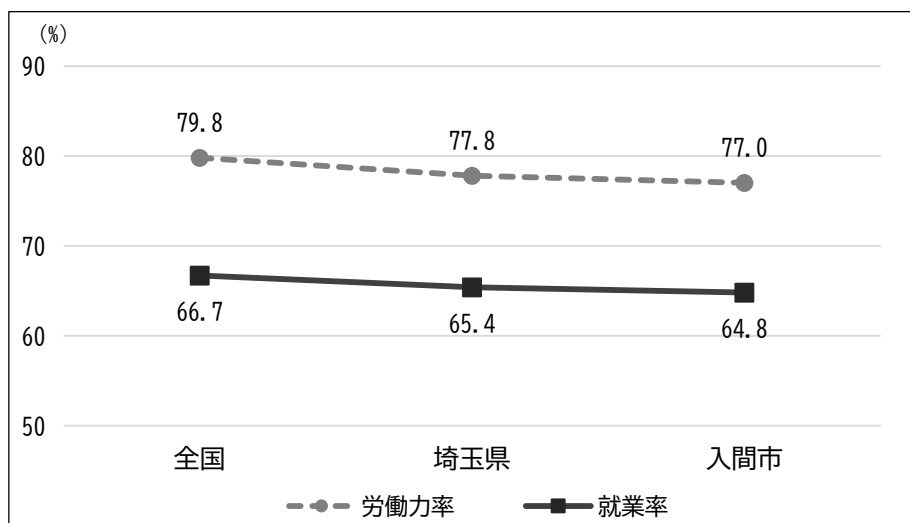


	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
平成27年(入間市)	16.53%	66.24%	80.72%	70.25%	70.09%	74.86%	76.61%	73.79%	66.22%	48.70%	15.31%
令和2年(入間市)	20.83%	74.28%	84.24%	73.82%	72.75%	77.21%	80.94%	78.54%	73.86%	58.78%	17.44%
令和2年(全国)	17.83%	73.59%	86.79%	78.43%	76.48%	79.08%	80.65%	78.97%	73.86%	60.54%	19.25%

出典：国勢調査（平成27年、令和2年）

■うち25～44歳女性の労働力率・就業率

令和2年国勢調査結果から25～44歳の女性の労働力率・就業率を算出すると、労働力率は全国で79.8%、入間市で77.0%、就業率は全国で66.7%、入間市で64.8%となっています。



出典：国勢調査（令和2年）

2 第2期入間市子ども・子育て支援事業計画点検評価

第2期入間市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）は、入間市児童福祉審議会において毎年度点検・評価を行い、進捗状況の確認を行いました。A B C Dの4段階の評価基準により評価を行い、計画と実績に乖離のある事業については、中間年の令和4年度に見直しを行いました。

※事業の内容等、詳細については第5章を参照

<評価区分>

評価	評価基準
A	計画どおり（計画以上）進んでいる
B	おおむね計画どおり進んでいる
C	計画より遅れている
D	計画より大幅に遅れている

（1）幼児教育・保育施設 評価結果

1号認定の児童数は減少傾向にあり、2号認定及び3号認定は増減を繰り返しながら増加傾向となっています。

1号認定及び2号認定はおおむね必要利用定員総数を確保できる状況で推移しています。3号認定は令和5年度に達成率が94.5%と減少しています。

幼稚園・認定こども園では、民間保育園2施設が認定こども園に移行しました。また確認を受けない幼稚園9施設のうち、1施設が子ども・子育て新制度に移行し、1施設が令和6年度末で廃止となりました。

今後も全国的な少子化傾向が予想される中で、確認を受けない幼稚園の新制度への移行も進むと思われることから、移行に関する情報提供を行っていきます。

保育所等では、小規模保育事業所の開設により3号認定の定員は拡充されてきましたが、待機児童の解消には至っていないため、更なる定員の拡充が必要です。また公立保育所では、公共施設マネジメント事業計画に基づき、黒須保育所を民営化し、11施設が10施設になりました。今後は、老朽化及び少子化への対応として計画的に改修や統廃合を進めるとともに、定員構成の見直しを図る必要があります。

認定区分別	確保の内容	単位	2年度	達成率	評価	3年度	達成率	評価	4年度	達成率	評価	5年度	達成率	評価
幼稚園・認定こども園 1号認定	目標値	人	1,969	110.2%	A	1,969	100.0%	A	1,969	100.0%	A	1,850	99.0%	B
	実績値	人	2,170			1,969			1,969			1,832		
保育所等 2号認定 (3～5歳児)	目標値	人	2,112	94.8%	B	2,124	100.7%	A	2,124	101.1%	A	2,048	102.0%	A
	実績値	人	2,003			2,138			2,147			2,088		
保育所等 3号認定 (0～2歳児)	目標値	人	925	96.9%	B	943	99.0%	B	943	98.1%	B	981	94.5%	B
	実績値	人	896			934			925			927		

(2) 地域子ども・子育て支援事業 評価結果

時間外保育、一時預かり（幼稚園・認定こども園）、病後児保育・子育て緊急サポート事業については、確保内容に対して100%以上の実績で推移しています。

妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業は、出生数低下の影響で減少傾向にあります。

利用者支援事業（基本型）では、相談や情報提供等を通じて、子育て家庭が地域の子育て支援につながるよう身近な場所である地域子育て支援拠点での実施を進めてきました。

学童保育室では、新たな公設民営学童保育室や民設民営学童保育室の開設によって、入室定員の増加につながりました。なお、待機児童の発生や公設の学童保育室の老朽化が課題となっています。

ショートステイや養育支援訪問事業では、ニーズや対象世帯に漏れなく対応できるよう努めました。

このほか、実費徴収に係る補足給付事業として、世帯所得に応じて副食費や日用品、文房具の費用の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。また、多様な事業者の参入促進・能力活用として、地域や保護者のニーズに対応するために多様な集団活動事業の利用者へ補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

事業名	確保の内容	単位	2年度	達成率	評価	3年度	達成率	評価	4年度	達成率	評価	5年度	達成率	評価
利用者支援事業基本型・特定型	目標値	か所	3	66.7%	B	4	75.0%	B	5	80.0%	B	5	100.0%	A
	実績値		2			3			4			5		
利用者支援事業母子保健型	目標値	か所	1	100.0%	A	1	100.0%	A	1	100.0%	A	1	100.0%	A
	実績値		1			1			1			1		
時間外保育事業 (延長保育)	目標値	人	1,382	101.4%	A	1,382	102.7%	A	1,382	102.7%	A	1,382	101.2%	A
	実績値		1,401			1,420			1,420			1,398		
学童保育室	目標値	人	1,136	93.8%	B	1,146	92.8%	B	1,190	93.2%	B	1,155	96.0%	B
	実績値		1,066			1,064			1,109			1,109		
ショートステイ	目標値	人	30	46.7%	B	29	6.9%	D	28	25.0%	C	27	63.0%	B
	実績値		14			2			7			17		
地域子育て支援拠点事業	目標値	か所	8	100.0%	A	8	100.0%	A	9	100.0%	A	9	100.0%	A
	実績値		8			8			9			9		
一時預かり事業 (幼稚園・認定こども園)	目標値	人	84,000	100.0%	A	84,000	100.0%	A	84,000	100.0%	A	84,000	100.0%	A
	実績値		84,000			84,000			84,000			84,000		
一時預かり事業 (保育所(園)・ファミリーサポート・センター・地域子育て支援拠点)	目標値	人	25,665	73.9%	B	25,702	77.1%	B	25,837	78.9%	B	28,173	72.0%	C
	実績値		18,975			19,808			20,377			20,278		
病後児保育子育て緊急サポート事業	目標値	人	984	102.0%	A	984	101.8%	A	984	106.3%	A	984	116.2%	A
	実績値		1,004			1,002			1,046			1,143		
ファミリー・サポート・センター事業	目標値	回	3,871	77.2%	B	3,774	80.1%	B	3,757	69.5%	C	3,724	81.4%	B
	実績値		2,989			3,022			2,611			3,032		
妊婦健康診査	目標値	回	12,222	76.5%	B	11,970	76.7%	B	11,704	71.1%	C	11,466	69.0%	C
	実績値		9,344			9,178			8,322			7,908		
乳児家庭全戸訪問事業	目標値	人	873	84.5%	B	855	90.4%	B	836	82.9%	B	819	81.8%	B
	実績値		738			773			693			670		
養育支援訪問事業	目標値	世帯	9	22.2%	C	9	33.3%	D	9	11.1%	C	9	11.1%	C
	実績値		2			3			1			1		

コラム

SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年の国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でより良い世界を実現するための17の目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



入間市は2022年にSDGs未来都市に選定され、環境・社会・経済の3つの側面のバランスが取れたWell-beingなまちづくりを進めています。

また、入間市総合計画では、「子ども・子育て支援の充実」において、「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標16 平和と公正をすべての人に」の5分野の目標を位置づけています。

入間市こども計画においても、同じ5分野の目標の達成に向けて、こども政策を推進していきます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

全てのこどもが健やかに心豊かに育ち、
全ての家庭が安心して子育てができるまち いるま

「入間市こども計画」は、全てのこどもが健やかに成長でき、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりを進めるための計画です。

そのためには、全てのこどもが、ひとりの人間としてその意見が尊重され、健康的で伸びやかに、心豊かに学び育つことができる環境があることが必要です。それとともに、全ての家庭において、子育ての第一義的責任を持つ保護者が、必要な支援を受け、こどもを生み育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てができることが必要です。

未来の担い手であるこどもや子育て家庭を地域全体で支えることで、こどもや子育て家庭を含めた全ての世代の人が将来にわたってウェルビーイングで生活することができる社会につながっていきます。

2 こども施策に関する重要事項

基本理念を実現するための「こども施策に関する重要事項」について、こどもや子育て家庭の視点に立って分かりやすく示すために、下記の3つに分けて示します。

- I こどものライフステージに応じた支援
- II 子育て家庭への支援
- III ライフステージを通して行う支援

コラム

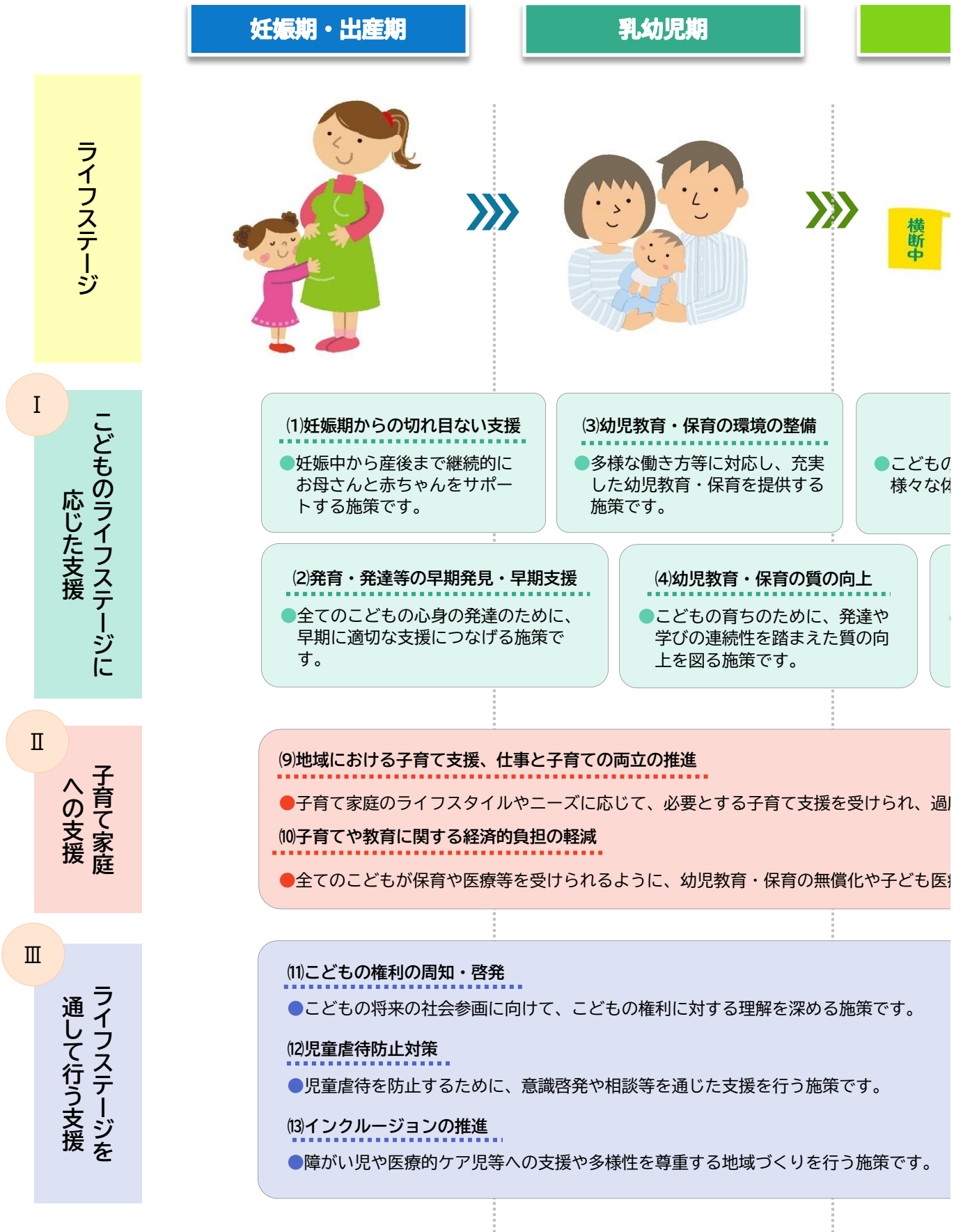
こどもまんなか

こども家庭庁のスローガンである「こどもまんなか」とは、「すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと」です。

また、国のこども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことです。

入間市も「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、基本理念の実現に向けて、こども施策を進めていきます。

3 施策体系



学童期



思春期



青年期



(5)こどもの居場所づくりの推進

ものの健やかな成長のために、放課後等の時間にな体験活動を提供する施策です。

(7)社会的自立・自己形成に向けた支援

●こども・若者の社会的自立に向けて、多様な体験活動等を通じて学ぶ機会を提供する施策です。

(6)困難な状況に応じた支援、配慮が必要なこどもへの支援

●ヤングケアラーや不登校等、支援を必要とするこどもを支える施策です。

(8)健やかな成長のための支援体制

●こども・若者の健やかな成長のために、安心・安全な環境や必要に応じた支援体制を整える施策です。

過度な負担感を抱くことなく、こどもと向き合えるように子育て家庭を支える施策です。

医療費の支給等を通じて子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整える施策です。

(14)こどもの貧困対策、ひとり家庭等への支援

●こどもの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、学習支援や自立支援等を通じて、困窮世帯やひとり親家庭等を支援する施策です。

(15)切れ目ない保健・医療の提供

●こどもの成長過程やその保護者、妊産婦等に対して、保健や医療に関して必要な支援を切れ目なく提供する施策です。

第4章 施策の展開

1 I こどものライフステージに応じた支援

こどもへの支援は、特定の年齢や段階で途切れることなく、連続性を持って切れ目なく行われる必要があります。その一方で、ライフステージごとに特有の課題もあり、こどもの成長に合わせて施策を展開していく必要もあります。

ここでは、こどものライフステージを「妊娠期・出産期～乳幼児期」、「乳幼児期～学童期」、「学童期～思春期」、「思春期～青年期」に分け、各ライフステージに重なり合う支援があるという認識の下で、8つの施策の方向性を示します。

こどもが健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるように、各ライフステージを中心とした課題に対応していきます。

施策の方向性	妊娠期・ 出産期	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援 主な内容 ●こども家庭センター（母子保健機能） ●産前・産後ケア事業
	乳幼児期	(2) 発育・発達等の早期発見・早期支援 主な内容 ●児童発達支援センター「ういず」 ●乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）
	学童期	(3) 幼児教育・保育の環境の整備 主な内容 ●幼児教育・保育の提供体制
	思春期	(4) 幼児教育・保育の質の向上 主な内容 ●幼稚園教諭・保育士等に対する研修・処遇改善 ●幼児教育・保育から小学校への円滑な接続
	青年期	(5) こどもの居場所づくりの推進 主な内容 ●学童保育室（放課後児童健全育成事業） ●児童センター事業 ●地域における居場所づくりの推進
		(6) 困難な状況に応じた支援、配慮が必要なこどもへの支援 主な内容 ●不登校・いじめ・自殺対策 ●生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する学習支援
		(7) 社会的自立・自己形成に向けた支援 主な内容 ●青少年活動センター事業 ●次代の親の育成事業
		(8) 健やかな成長のための支援体制 主な内容 ●ヤングケアラー支援 ●障がいのあるこども・若者の支援

妊娠期・出産期～乳幼児期

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤になります。全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、こどもや母親の健康の保持・増進を図るとともに、各種相談事業や訪問指導をはじめとして、こどもや子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行います。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
安心して出産・子育てができるために行う支援について、「妊娠・出産について満足している人の割合」を指標として、妊娠期から妊産婦・子育て家庭に寄り添った施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
妊娠・出産について満足している人の割合	84.6%	90.0%	乳幼児健康診査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
1	産前・産後ケア事業 産前・産後の支援を必要とする妊産婦及び乳児を対象に、自宅に助産師が訪問して育児相談や母乳ケア等の支援を行う「訪問型」、医療機関に宿泊し育児指導や母体ケア等の支援を受ける「宿泊型」、ホームヘルパーを派遣して家事や育児の支援を行う「ヘルパー派遣」、産後ケアサロン等に通所し、休養や育児の支援を受ける「通所型」を行うことで、安心して妊娠・出産・子育てできるよう支援します。	こども支援課
2	乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て等の状況の把握や必要な情報の提供を行います。その際に適切な母子保健サービスが受けられるように支援し、育児不安の軽減や児童虐待予防に努めます。	地域保健課
3	こども家庭センター（母子保健機能） 全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠の届出等の機会を通して、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、適宜、個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関と連携し切れ目なく支援します。	地域保健課
4	乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児） 3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の発育発達、疾病の有無を早期に発見し、必要な医療や支援が適切に受けられるように乳幼児健康診査を実施します。また個別に育児相談等を実施し、育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めます。	地域保健課
5	妊産婦健康診査 妊産婦の健康の保持増進や、疾病の早期発見を目的に、妊産婦健康診査を行います。健康診査の受診を勧奨し、妊娠・出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊産婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めます。	地域保健課
6	両親学級 健やかにこどもを産み育てるために、両親学級を通じて、妊婦とその配偶者に対して、妊娠中の過ごし方や沐浴実習等、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発を行います。	地域保健課

(2) 発育・発達等の早期発見・早期支援

発達障がいという言葉の認知の高まりとともに支援ニーズも高まっています。全ての子どもや子育て家庭が子育てしやすい柔軟な地域社会が求められています。

心身の発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、日常生活の場や、専門的な機関での適切な支援につながるよう環境を整えます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
児童発達支援センターは、地域の中核的な支援拠点の機能の一つとして、地域の発達支援に関する入口としての相談機能を持つことを求められています。「児童発達支援センター『ういず』を知っている人の割合」を指標として、早期に支援につながる環境に向けて施策を進めていきます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
児童発達支援センター「ういず」を知っている人の割合	50.5%	70.0%	入間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
7	児童発達支援センター「ういず」 児童発達支援センター「ういず」では、相談支援事業、児童発達支援事業、地域支援事業の3つの事業をニーズに応じてバランス良く実施して、地域の中核的な支援拠点として、心身の発達に気がかりや障がいのある子どもとその家族に、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を提供します。	こども支援課
8	幼児教育・保育から小学校への円滑な接続 小学校入学前後の円滑な接続の手引きとなる「遊びと学びの手引き ¹ 」を指導に活かすことで、こどもの連続性のある育ちと学びを育みます。また、全てのこどもの発達に有効な手法として、CLMやペアレントトレーニング等を活用し、こどもの気になる行動に早期支援を行い、こどもの育ちを支える環境を整えます。 臨床心理士等による幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校への巡回支援を継続し、心配な子どもについて保育士や教員に指導を行います。 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校及び市関係課の職員で構成する幼年教育連絡協議会により、公開保育・公開授業や講演会を実施し、保幼小の連携を深めます。	学校教育課 こども支援課 保育幼稚園課 青少年課
9	幼児の通級指導教室「茶おちゃお」 幼児の通級指導教室「茶おちゃお」では、発達や言葉に気がかりのある子どもが、小学校へのスタートを円滑に進められるよう、個別のニーズに応じた支援を行います。	学校教育課
4 再	乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児） 3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の発育発達、疾病の有無を早期に発見し、必要な医療や支援が適切に受けられるように乳幼児健康診査を実施します。また、個別に育児相談等を実施し、育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めます。	地域保健課

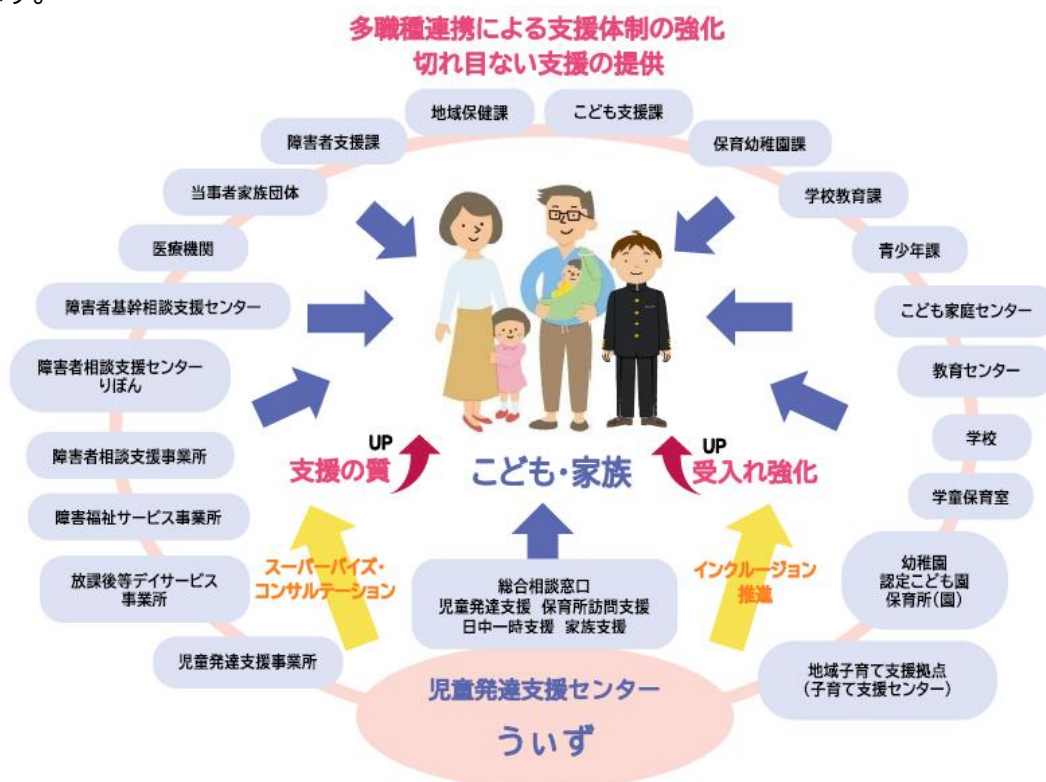
¹ 【遊びと学びの手引き】

生活の場面が大きく変わる幼児期から学童期（入学前の4か月と入学後の2か月）の期間に、幼児期の環境から小学校の環境にスムーズに移行するために作られた、教職員や保育士向けの手引きです。

児童発達支援センター「ういず」

入間市児童発達支援センターには、「みんな一緒に成長していきましょう」という願いを込めた「ういず」という愛称がついています。

「ういず」では、こども計画と同じ令和7～11年度を計画期間とする第2期事業計画の下で、イメージ図のような地域連携を目指し、下表の3つの事業にバランス良く取り組むことで、基本理念として掲げる「すべてのこどもが地域の中で自立に向けて成長できる支援」と「こどもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援」を実施していきます。



▼3つの事業と事業運営向上の取組

1 相談支援事業	2 児童発達支援事業
① 総合相談窓口 ア 相談支援 イ 専門相談 ウ 障害児相談支援（計画相談） エ 相談支援にかかる情報の管理	① 児童発達支援 ② 保育所等訪問支援 ③ 日中一時支援
3 地域支援事業	事業運営向上の取組
① 地域支援（こどもに係る機関、支援者へ） ア 庁内関係課、地域の支援機関、関係団体との連携・協力 イ スーパーバイズ・コンサルテーション ウ 地域におけるインクルージョンの推進 ② 家族支援（発達に気がかりのある児童やその家族へ） ア 就学・就労支援 イ 保護者交流（一般・元気キッズ） ウ ペアレントトレーニング エ 交流保育 ③ 普及啓発 ア 発達や障がいに関する知識の普及啓発 イ 小中高生向け支援	① 運営協議会の設置 ② 民間活力の導入 ③ 支援力向上の取り組み ④ 調査・研究に関する事務の実施 ⑤ PDCAサイクルによる事業検証

(3) 幼児教育・保育の環境の整備

少子化が進行しているものの、低年齢児の保育ニーズの高まりや多様な働き方等による保育ニーズに対応する必要があります。教育・保育サービスの拡充を図り、充実した提供体制の確保に努めます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
充実した教育・保育サービスの提供体制について、「入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合」を指標として、待機児童の解消に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合	97.7%	100.0%	保育幼稚園課調べ

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
10	幼児教育・保育の提供体制 こどもの健やかな育ちのために、多様な働き方や個々の家庭の状況を踏まえて幼児教育・保育のニーズを把握し、提供体制の確保に努めます。	保育幼稚園課
11	産後・育休後の幼児教育・保育施設等の円滑な利用の確保 育児休業取得中の保護者を含め、市内各施設の情報提供を行い、市内全体で産後休暇及び育児休業後の特定教育・保育施設又は、特定地域型保育事業の円滑な利用の促進を図ります。	保育幼稚園課
12	幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 幼稚園と保育所（園）の機能や長所を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する認定こども園について、既存幼稚園による移行を進めていく方向での普及を図ります。	保育幼稚園課
13	幼児教育・保育施設周辺の道路交通安全環境整備・送迎バスの安全対策 幼児教育・保育施設における送迎や園外活動の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携して道路交通安全環境の整備に努めます。 幼児教育・保育施設における交通安全教室を通して、安全意識の向上を図ります。 施設の登降園等の際の送迎バスの利用について、バスへの置き去り、バスへの不要な接近等安全対策を推進します。	保育幼稚園課 道路管理課 市民安全課

(4) 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児期は生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期です。幼児教育・保育の質を向上させるために、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育や幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携強化を推進し、こどもの健やかな成長を支えます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
乳幼児期のこどもの健やかな育ちについて、「特定教育・保育施設等において自己評価を実施している割合」を指標として、自己評価による振り返りを通じた幼児教育・保育の質の向上に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
特定教育・保育施設等において自己評価を実施している割合	89.5%	100.0%	保育幼稚園課調べ

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
14	幼稚園教諭・保育士等に対する研修・処遇改善 大学等との連携による研修のほか、国や県、その他保育関係団体等の研修により、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実を図ります。CLMやペアレントトレーニング等の活用を含め、スキルアップ等により保育の質の向上を目指します。	保育幼稚園課
15	幼児教育・保育における評価の取組 幼児教育・保育の質の維持や向上に向けた取組として、自己評価や第三者評価の実施を促進します。	保育幼稚園課
16	ICTの活用等による幼児教育・保育の質の向上 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所における、こどもの登降園の確認等こどもの所在確認・安全のためのICT活用や事務の効率化・負担軽減による幼児教育・保育現場の環境改善及び質の向上を図ります。	保育幼稚園課
17	幼児教育・保育に関するアドバイス体制の構築 各幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状と課題やニーズに合わせて、研修支援・情報提供・課題解決へのアドバイス等が実施できるよう、専門家の知見や県の制度を活用したアドバイス体制の構築を推進します。	保育幼稚園課
8 再	幼児教育・保育から小学校への円滑な接続 小学校入学前後の円滑な接続の手引きとなる「遊びと学びの手引き」を指導に活かすことで、こどもの連続性のある育ちと学びを育みます。また、全てのこどもの発達に有効な手法として、CLMやペアレントトレーニング等を活用し、こどもの気になる行動に早期支援を行い、こどもの育ちを支える環境を整えます。 臨床心理士等による幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校への巡回支援を継続し、心配なこどもについて保育士や教員に指導を行います。 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校及び市関係課の職員で構成する幼年教育連絡協議会により、公開保育・公開授業や講演会を実施し、保幼小の連携を深めます。	学校教育課 こども支援課 保育幼稚園課 青少年課

コラム

CLM・ペアレントトレーニングとは

CLM(チェック・リスト・イン三重)とは、保育所・幼稚園等に通うこどもの行動分析を行い、「個別の指導計画」を作成するために、三重県の小児医療施設で開発されたアセスメントツールのことです。片付け等の際に分かりやすい保育環境づくりやクラス全体でのルールの明確化等の適切な早期支援を行うことで、こどもの気になる行動の予防や軽減につながります。その結果、こどもが楽しく、円滑に集団生活を送れるようになります。

入間市は、令和2年に市町村としては全国で初めて国立障害者リハビリテーションセンター学院との連携協定を結びました。その協定に基づく連携事業として、公立保育所におけるCLMの試験的な導入を進め、現在では、全ての公立保育所において、CLMを導入しています。CLMを活用することで、こどもの“できる”が少しずつ増え、行動に変化が見られるようになってきました。こどもの行動が変わることで、保育現場の困り感が解消されるとともに、保育士の支援力の向上にもつながり、より自信を持って保育を行えるようになりました。

ペアレントトレーニングとは、こどもの行動に対して効果的な対応を行い、発達を支えることを目的として、保育者の養育スキルの向上を目指すものです。こどもへの関わり方を変えることで、こどもの発達の促進や気になる行動の改善が見られるとされています。

これらのような保育手法を研究し、取り入れていくことで、保育の質の向上を図りつつ、全てのこどもにとって楽しい保育の実現を目指します。

(5) こどもの居場所づくりの推進

こどもは様々な学びや遊び、体験を通じて社会性やコミュニケーション能力を身につけます。全てのこどもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高められるように、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動の機会の確保に努めます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
放課後児童対策について、「入室を希望するこどもが学童保育室に入室できた割合」を指標として、待機児童の解消に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	出典
入室を希望するこどもが学童保育室に入室できた割合	97.0%	100.0%	青少年課調べ

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
18	学童保育室（放課後児童健全育成事業） 保護者が就労等により家庭で保育を行えない場合に、放課後や夏休み期間等に、こどもが安全に過ごせる生活の場や遊びの場を確保することで、こどもの健全な育成を図り、保護者が安心して働けるよう支援します。 持続可能な学童保育室の運営のために、運営の効率化と保育の質の向上に取り組みます。	青少年課
19	放課後子ども教室の充実 引き続き全ての小学校区において、余裕教室等を活用して、こどもたちにとって安全で安心な放課後等の活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、こどもたちに多様な学習、体験及び交流活動の機会を提供します。 参加を希望する全ての小学生が利用できるよう、実施方法の改善に取り組みながら運営し、放課後子ども教室事業運営協議会の意見を聴きながら事業の充実を図ります。 学童保育室に通うこどもも含めて、希望する全てのこどもが参加できるように、校内交流型や連携型として事業に取り組みます。 総合的な放課後児童対策に向けて、余裕教室の活用等、継続して教育委員会と連携・協力します。	青少年課
20	地域における居場所づくりの推進 こども・若者が学びや遊び、体験を通じて主体性や創造力を育み、自分らしく安心して過ごせる居場所を持てるように、様々な居場所づくりに取り組む市民団体等と連携し、また、地区センターや青少年活動センター、公園をはじめとする公共施設等を活用して、地域における多様で持続可能な居場所づくりを推進します。	青少年課 社会教育課

(28ページへつづく)

こどもの居場所づくり・遊び場づくり

＞ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のいま

入間市には、市民団体等が主体となり、こども食堂や学習支援、プレーパークをはじめ、不登校児童向けのフリースクールや、若者向けに特化した居場所など、さまざまな形で活動する「こどもの居場所」や「遊び場」がたくさんあります。こうした活動は、こどもたちの幸せを願う多くの市民の皆さんが、それぞれの考えで始め、取組を継続しています。

さらに、団体等の多くが参加して、団体同士の連携や運営の支援等のつながり・支え合いを目的とした「こども食堂ネットワークいるま」をつくり、つながりを深めています。

また、市としても、地区センターや青少年活動センター、公園をはじめとする公共施設等を活用して、居場所づくり・遊び場づくりを行う団体等の活動に協力したり、市が主体となって、全市的もしくは特別なニーズのために「場の提供」や「体験の提供」などの形で取り組んだりしています。

＞ こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所(国の指針)

令和5年12月、国は「こどもは家庭を基盤とし、多くのこどもにとって学校が居場所になっている」ことを前提としつつ「こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠」との考えのもとに「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。同指針では「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」「こどもの権利の擁護」「官民の連携・協働」を共通事項とした上で、こどもの居場所づくりを進める際の基本的な視点として、「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の4つを掲げています。

市が行うこどもの居場所づくり・遊び場づくりやそこへとつながる取組を紹介します

公園や自然豊かな丘陵地は、市民の憩いの場であるだけでなく、こどもにとって身近に外遊びや自然体験ができる場となり、こどもたちの健やかな育ちを支えています。市では、このような「場」について、公園施設長寿命化計画や加治丘陵さつやま計画等に基づいて、計画的に整備や維持管理を実施しています。

屋外だけではなく、屋内における取組もあります。地区センターでは、放課後にロビー等をこどもが自由な居場所として利用できるようにしているほか、春休みや夏休みには勉強等ができる部屋を開放する居場所づくり事業を実施しています。市立図書館本館では火曜から金曜は午後9時半まで閲覧席を利用することができ、大人の利用だけでなく、若者の勉強の場にもなっています。また、こうした屋内の公共施設は、一定の空調が整えられているため、特に災害級とも言われる近年の夏の暑さの中などに、自宅以外のちょっとひと休みできる場所として、誰もが気軽に利用することができます。

青少年活動センターでは、こども・若者へ日常的な居場所を提供するために、施設開放を進めるとともに、市民スタッフ等の協力を得て、プレーパーク事業や「むささび食堂（公設のこども食堂）」などを実施しています。また、児童センターや各地区センター等でも、さまざまなイベントや遊び等を実施しています。それらの交流や体験は、こどもが社会性を身に着ける「場」になっています。特定の場所での活動や参加は1回だけだとしても、そこでのつながりは、やがて、「こどもの居場所」へとつながっていくものと考えています。



「子ども食堂ネットワークいるま」は、平成30年2月に市社会福祉協議会を事務局として設立されました。

同ネットワークには、子ども食堂だけではなく、さまざまなこどもの居場所づくり、遊び場づくりに取り組む団体等が、令和6年度末現在で30も加入しています。また、その活動は、講演会や勉強会の開催、スタートアップ相談等への対応など、全国的に見ても先駆的な取組となっています。



※詳しくは、ホームページをご覧ください。



➤ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のこれから

入間市では、市民の皆さんの活動等によりたくさんの居場所がつくられ、地域におけるネットワークづくりが進み、子どもたちが居場所につながっています。

こうした優れた取組を持続可能なものとするためには、子どもたち自身も居場所づくり・遊び場づくりに参画し、「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、子どもとともにつくる」居場所や遊び場が、これまで以上に増えていくことが大切です。

市の主な支援や取組を国が指針で掲げる「4つの視点」で整理しました

- ★学習支援等を含む「孤立を防ぐ施策」の展開などの主に課題を抱える子ども・若者に対する支援
- ★県のアドバイザー派遣の仲介や、子ども食堂ネットワークいるまが行うスタートアップ相談の紹介
- ★公共施設（公園等を含む）のこどもの居場所としての体制整備（Wi-Fiの整備を含む）

- ☆団体等の活動を広報し、市民周知を支援
- ☆支援が必要な子どもや家庭へのチラシ配布等により居場所についての情報提供
- ☆市公式ホームページから居場所が検索できるように整備

～多様なこどもの居場所がつくられる～

【ふ や す】

【ふりかえる】

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ☆公共施設（公園等を含む）のこどもの居場所としての状況把握
- ☆こどもの声を聴き、その後の活動に活かす取組
- ☆団体等と行政の連携を密にし、必要な施策について協議

～こどもが居場所につながる～

【つ な ぐ】

【み が く】

～子どもにとって、より良い居場所となる～

- ★居場所づくりに取り組む団体等に対する研修の企画等
- ★居場所・遊び場へのこどもの声の反映

市ではこれからも、行政でなければ実施できない取組を継続するとともに、こどもの居場所づくり・遊び場づくりに取り組む皆さんの自主性を尊重し、連携して、子どもたちに寄り添った支援を展開していきます。

No.	事業名・事業内容	主管課
21	児童センター事業 0歳から18歳未満の全てのこどもを対象に、ボランティア会等の協働によって年齢に応じた様々な体験活動を提供し、遊びや科学の学習を通して、人間性豊かな、心身ともに健康なこどもの育成を図ります。 こどもが自らやってみたいことを提案し、実現ができるように「こども運営ボランティア」を組織し、こどもの視点や意見が児童センターの運営や活動に生かせるよう努めます。 入間市公共施設マネジメント事業計画に基づいた改修工事の際には、プレーカーを活用した出張児童館等により機能を維持できるよう環境整備を図ります。	青少年課
22	青少年活動センター事業 主に小学1年生から18歳までの青少年を対象に、文化・自然等の体験活動、キャンプ等の野外活動やイベントの企画運営への参画等、様々な活動や交流が行える場を提供することで、青少年の自己実現や自立につなげます。	青少年課
23	多様な体験・交流活動の推進 こども・若者の社会性や主体性を育み、自立を支援するために、多様な遊びや体験の機会を提供します。また、市民と協働しながら、芸術やスポーツ、地域の歴史、国際交流等、多様な文化を体験するきっかけを作り、地域の様々な人たちと交流する機会を提供します。	青少年課 社会教育課 スポーツ推進課 地域振興課 博物館
24	担い手となる人材の育成支援 地域におけるこどもの健やかな成長を支える担い手を確保・育成するため、地域のリーダー的な役割を果たす青少年相談員等の活動を支援します。多様な体験活動や居場所等、青少年同士が関わる機会を通じて、将来のリーダーの育成を支援します。	青少年課 社会教育課

コラム

プレーカー「いるニコGO」



プレーカーとは、遊び道具(プレーキット)を積んだ車のことです。市内の様々な場所でこどもの遊ぶ環境を確保し、遊びを通じた活動を促進することを目的に整備しました。

車体のデザインは市内のこどもたちの応募作品から選ばれ、「いるニコGO」の愛称は児童センターの「こども運営ボランティア」のこどもたちが考えました。

プレーカーは、児童センターが管理し、小学校の校庭や公園に出張する「出張児童館」等の事業のほか、こどもの遊びに関する活動を行う市民団体への貸出も行っています。



(6) 困難な状況に応じた支援、配慮が必要な子どもへの支援

支援を必要とする子どもが抱える困難は不登校やいじめ、ひきこもり、障がい、非行、貧困等、複雑かつ多岐にわたる場合が多いことから、関係機関・団体が専門性を活かして一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

また、家庭の事情等により、学習や生活環境が整っていない子どもの学びと暮らしを支援します。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
困難な状況に応じた支援について、「自分の将来は明るいと思うこどもの割合」を指標として、支援が行き届くよう施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
自分の将来は明るいと思うこどもの割合	83.2%	83.2%	入間市こどもの意識・生活に関する調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
25	ヤングケアラー支援 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者に対して、保護者、学校、地域住民等、関係機関と連携して支援を行います。ヤングケアラー（家庭）に対し、ヘルパーを派遣し、家事、学習支援等の支援を行うことにより、ヤングケアラーの生活における負担を軽減します。	こども支援課 学校教育課
26	関係機関との連携体制の充実 気になる子どもや家庭へ円滑に支援を行うために、多様な関係機関と信頼関係を築き、日頃から連携できる体制を構築します。	こども支援課
27	不登校・いじめ・自殺対策 不登校・いじめ・自殺を未然に防ぐために、生徒指導訪問を実施する等、支援の充実を図ります。また、不登校のこどもの学びの機会を確保し、適応指導教室（ひばり教室）をはじめとして関係機関と連携しながら支援します。「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向け関係機関の連携を図ります。 こどもの自殺のサインに気づくためにゲートキーパー養成講座 ² 等を実施します。	学校教育課 地域保健課
28	ひきこもりの子ども・若者支援 子ども・若者やその保護者を対象に、ひきこもり相談を実施し、「ソーシャルクラブいるまびあ ³ 」の居場所を提供することで社会とのつながりを回復する支援を行います。また、精神保健福祉担当者連絡会議（ひきこもりプラットフォーム）にて関係機関と連携し、ひきこもりの支援体制を構築します。	地域保健課 生活支援課

² 【ゲートキーパー養成講座】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなぎ見守る人のことです。ゲートキーパー養成講座等を通じて、身近な人のSOSに気づき、また自分自身もSOSを出せるように、悩んでいる人への理解を深めます。

³ 【ソーシャルクラブいるまびあ】

精神疾患のある方やひきこもり状態にある方を対象にした地域で安心して集える居場所で、グループ活動を通して社会的自立の促進を図るものです。

No.	事業名・事業内容	主管課
29	小・中学校の通級指導教室「ちやいむ」、「ちゃんす」 小・中学校の通級指導教室「ちやいむ（小学校）」、「ちゃんす（中学校）」では、学校生活を送りやすくするため、コミュニケーション能力や感情をコントロールする力を育み、誰もが学びやすい環境を整備します。	学校教育課
30	障がいのあるこども・若者の支援 障がいのあるこども・若者の心身の状況や年齢等に応じて必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援していきます。 働く意欲のある障がいのあるこども・若者が一人でも多く就労できるよう就労支援センターりぼんと連携を図りながら一人ひとりの特性にあった働く場の確保や職場定着支援等、就労支援の充実を図ります。 また、児童発達支援センターでは、発達に気がかりのあるこども・若者の社会参加に向けて、教育と連携した支援や専門職による相談、ソーシャルスキルトレーニング ⁴ 等の支援に取り組みます。	障害者支援課 こども支援課
31	非行・被害防止活動等の推進 「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」に、非行防止キャンペーン（広報・啓発活動）を展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、各地区における非行防止パトロールを実施します。 小・中学生を対象に、警察と連携し「非行防止教室」を実施します。	青少年課 学校教育課
32	青少年の相談体制の充実 青少年の悩みごとに関する相談に対応する教育相談・悩みごと電話相談、こども家庭相談の充実を図るとともに、相談につなげるパンフレット「青少年悩みごと相談窓口案内」を配布し、事業の周知と充実を図ります。	青少年課 学校教育課 こども支援課
33	さわやか相談員⁵、スクールカウンセラー⁶、スクールソーシャルワーカー⁷の配置 こどもが抱える様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーやさわやか相談員を配置し、こどもや保護者からの相談に応じます。また、スクールソーシャルワーカーを教育センターに配置し、学校の要請に応じて面談等を通じて、こどもや保護者、学校を支援します。	学校教育課
34	生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する学習支援 進学等により、こども・若者の将来の可能性を広げ、貧困の連鎖を断つため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯及び児童扶養手当受給世帯の中学生・高校生等を対象に、学習教室の開催や家庭訪問による支援を行います。	生活支援課 こども支援課
35	小・中学生の保護者に対する就学援助 経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報誌等での広報や就学時健康診断等での全ての小・中学生へのチラシの配付により、保護者への周知を図ります。	学校教育課

⁴ 【ソーシャルスキルトレーニング】

社会生活に必要な対人関係の知識・技能を身につける訓練方法のことです。ロールプレイ等を通じ、感情の表現方法や場面に応じた言動等を習得します。

⁵ 【さわやか相談員】

児童・生徒が気軽に相談できるように、全ての公立中学校に配置し、休み時間等に相談に乗ります。また、教職員に対して、保護者へのカウンセリングの助言や支援等も行います。

⁶ 【スクールカウンセラー】

臨床心理士の資格を持ち、各小・中学校を訪問して、心理や発達に関する専門的な相談に対応します。児童・生徒からの相談に乗り、希望に応じて保護者と面談も行います。

⁷ 【スクールソーシャルワーカー】

こどもの家庭環境による問題に対応するために、家庭と関係機関との連携の調整役を担います。保護者との面談等を通じて児童・生徒の家庭環境等を把握し、必要な支援につなぎます。

(7) 社会的自立・自己形成に向けた支援

こども・若者は社会的自立に向けて様々な学びや体験を通じて成長します。未来を担う存在であるこども・若者が、将来の自己選択に向けて自己肯定感を高め、個々の価値観を形成できるように、時間や場所にも配慮した多様な体験活動や学ぶ機会を提供します。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
自己形成に向けた支援について、「自分には自分らしさというものがあると思うこどもの割合」を指標として、こども・若者が社会的自立に向けて自己選択ができるよう施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
自分には自分らしさというものがあると思うこどもの割合	78.1%	90.0%	入間市こどもの意識・生活に関する調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
22 再	青少年活動センター事業 主に小学1年生から18歳までの青少年を対象に、文化・自然等の体験活動、キャンプ等の野外活動やイベントの企画運営への参画等、様々な活動や交流が行える場を提供することで、青少年の自己実現や自立につなげます。	青少年課
23 再	多様な体験・交流活動の推進 こども・若者の社会性や主体性を育み、自立を支援するために、多様な学びや体験の機会を提供します。また、市民と協働しながら、芸術やスポーツ、地域の歴史、国際交流等、多様な文化を体験するきっかけを作り、地域の様々な人たちと交流する機会を提供します。	青少年課 社会教育課 スポーツ推進課 地域振興課 博物館
20 再	地域における居場所づくりの推進 こども・若者が学びや遊び、体験を通じて主体性や創造力を育み、自分らしく安心して過ごせる居場所を持てるように、様々な居場所づくりに取り組む市民団体等と連携し、また、地区センターや青少年活動センター、公園をはじめとする公共施設等を活用して、地域における多様で持続可能な居場所づくりを推進します。	青少年課 社会教育課
36	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 学校や家庭だけでなく、地域でこどもを見守り育てていくために、学校運営協議会があるコミュニティ・スクールと文化協会やスポーツ協会等の地域の各種団体からなる地域学校協働本部の一体的活動を推進します。 地域学校協働本部にはコミュニティ・スクールとの調整等を担うコーディネーターを委嘱し、地域の実情に応じた事業を学校と地域が連携して実施します。	学校教育課 社会教育課
37	狭山茶とふれあう教育の推進 豊かな心を育む教育の一環として、入間市の特産物である狭山茶とふれあう体験機会を提供します。	学校教育課

No.	事業名・事業内容	主管課
38	中学生社会体験チャレンジ事業 中学生が、地域の中で様々な社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、瑞々しい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育むため、社会体験チャレンジ事業を実施します。社会福祉施設や企業と協力し、多くの場所で体験活動ができる体制を整備します。	学校教育課
39	次代の親の育成事業 中学生・高校生を対象に、乳幼児との触れ合いや妊婦との交流を通じて、子育て家庭への理解を深めるとともに命の大切さを学ぶため、母子愛育会青少年育成事業、青少年乳幼児等触れ合い体験事業等を実施し、次代の親の育成を図ります。	青少年課 地域保健課
40	就労支援・就労支援機関との連携 若者を含めた就職を希望する全ての方に対し就業相談を実施します。また、市のふるさとハローワークや所沢ハローワークと連携し、就職支援セミナーを実施し、就労を支援します。	商工観光課
41	主権者教育 選挙啓発活動の一環として、若い世代に選挙への関心を高めるため、市内の小・中学校、高等学校を対象に、選挙備品の貸し出しを行います。また、18歳を迎えた新有権者へ、啓発用チラシ及び冊子を郵送し、選挙啓発を行うとともに、投票立会人や期日前投票の受付事務の募集も行います。	選挙管理委員会事務局
42	情報・消費機会等への対応力の向上 若者が、悪質商法やネット犯罪等の消費者トラブルに遭わないよう、講座等を実施します。	人権推進課
43	二十歳の集い 成人の日に新しい人生の門出を祝福し、地域社会が社会の一員として受け入れる姿勢を示し、二十歳としての自覚を促すために、二十歳の集いを実施します。	社会教育課
44	こども・若者がまちづくりに参画する機会の充実 未来を担うこども・若者が社会参加していくにあたって意見を表明できる機会を持てるように、社会活動に対して意見形成や意見表明をしやすい環境づくりを推進します。	企画課 こども支援課
45	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解と認識を深めるために、こども・若者や大人に対して講演会等を実施します。また、当事者や家族等が抱えている悩みごとの問題解決を支援するための相談事業を実施します。	人権推進課

(8) 健やかな成長のための支援体制

こども・若者の健やかな成長のために安全・安心な環境を整え、支援が必要となった場合に一人ひとりの状況に応じた支援体制を整えることが重要です。社会的自立に向けて必要な知識に関して情報提供や教育を行い、困難な状況に陥った場合は誰一人取り残さないように個々の状況に応じた支援を行います。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
健やかな成長のための支援体制について、「自分の将来は明るいと思うこどもの割合」を指標として、こども・若者を支える施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
自分の将来は明るいと思うこどもの割合	65.3%	80.0%	入間市こどもの意識・生活に関する調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
25 再	ヤングケアラー支援 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども、若者に対して、保護者、学校、地域住民等、関係機関と連携して支援を行います。ヤングケアラー（家庭）に対し、ヘルパーを派遣し、家事、学習支援等の支援を行うことにより、ヤングケアラーの生活における負担を軽減します。	こども支援課 学校教育課
26 再	関係機関との連携体制の充実 気になるこどもや家庭へ円滑に支援を行うために、多様な関係機関と信頼関係を築き、日頃から連携できる体制を構築します。	こども支援課
33 再	さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 こどもが抱える様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーやさわやか相談員を配置し、こどもや保護者からの相談に応じます。また、スクールソーシャルワーカーを教育センターに配置し、学校の要請に応じて面談等を通じて、こどもや保護者、学校を支援します。	学校教育課
28 再	ひきこもりのこども・若者支援 こども・若者やその保護者を対象に、ひきこもり相談を実施し、「ソーシャルクラブいるまぴあ」の居場所を提供することで社会とのつながりを回復する支援を行います。また、精神保健福祉担当者連絡会議（ひきこもりプラットフォーム）にて関係機関と連携し、ひきこもりの支援体制を構築します。	地域保健課 生活支援課
30 再	障がいのあるこども・若者の支援 障がいのあるこども・若者の心身の状況や年齢等に応じて必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援していきます。 働く意欲のある障がいのあるこども・若者が一人でも多く就労できるよう就労支援センターりぼんと連携を図りながら一人ひとりの特性にあった働く場の確保や職場定着支援等、就労支援の充実を図ります。 また、児童発達支援センターでは、発達に気がかりのあるこども・若者の社会参加に向けて、教育と連携した支援や専門職による相談、ソーシャルスキルトレーニング等の支援に取り組みます。	障害者支援課 こども支援課

No.	事業名・事業内容	主管課
32 再	青少年の相談体制の充実 青少年の悩みごとに関する相談に対応する教育相談・悩みごと電話相談、こども家庭相談の充実を図るとともに、相談につなげるパンフレット「青少年悩みごと相談窓口案内」を配布し、事業の周知と充実を図ります。	青少年課 学校教育課 こども支援課
35 再	小・中学生の保護者に対する就学援助 経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報誌等での広報や就学時健康診断等での全ての小・中学生へのチラシの配付により、保護者への周知を図ります。	学校教育課
46	奨学金の貸与 能力があるにもかかわらず経済的な理由で高校、大学等への修学が困難なこども・若者を支援するため、奨学金の貸付を行います。併せて、日本学生支援機構等の奨学金制度の情報を提供し、こども・若者の学ぶ意欲を支援します。	学校教育課
34 再	生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する学習支援 進学等により、こども・若者の将来の可能性を拡げ、貧困の連鎖を断つため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯及び児童扶養手当受給世帯の中学生・高校生等を対象に、学習教室の開催や家庭訪問による支援を行います。	生活支援課 こども支援課
47	生活困窮者自立支援事業 経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、相談員が暮らしや仕事等についての相談を受け、支援計画を策定した上で自立に向けた必要な支援を行います。	生活支援課
48	生活困窮世帯に対する食を通じた支援 家庭において十分な食事をとれない状況にある世帯を支援するため、フードバンクからの食料を提供する等、市民活動との協働を視野に入れながら困窮世帯への食料支援を行います。	生活支援課
49	健全育成に対する意識啓発 家庭・学校・地域の連携により実施される、青少年が健康で心豊かに成長するための環境整備・安全対策・非行防止等についての活動を促進するため、青少年の健全育成、パトロール、あいさつ運動、子ども110番の家の充実を図ります。	青少年課 社会教育課
31 再	非行・被害防止活動等の推進 「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」に、非行防止キャンペーン（広報・啓発活動）を展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、各地区における非行防止パトロールを実施します。 小・中学生を対象に、警察と連携し「非行防止教室」を実施します。	青少年課 学校教育課
50	地域安全活動・被害者支援の推進 若者を含めた市民が犯罪被害に遭わないよう、地域が実施する各種防犯活動（防犯パトロールや登下校時の見守り活動等）に対し、支援を実施します。 犯罪被害者支援総合的対応窓口では、支援制度の周知や、本人・家族への相談等を行います。	市民安全課
51	有害情報等への対応 インターネットやスマートフォン等を利用する際に、適切な情報の取捨選択や発信を行えるように情報モラル教育を行います。 また、薬物乱用防止教室を実施し、啓発活動に取り組みます。	学校教育課

コラム

ヤングケアラー支援

国では、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定め、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記しました。

ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、子ども自身にヤングケアラーの自覚がない場合も多く、潜在化しやすくなっています。しかしながら、日常的に過度なケアを行うことで、学校生活や将来の進路、心身の不調等に影響が出る場合があります。こどもがやりたいことや、やるべきことができなくなり、本来守られるべき、こどもの権利が侵害されてしまう可能性があります。そのため、家庭において決定権を持たないヤングケアラーへの支援を早期に取り組むことが重要と考え、入間市では、支援の対象者を18歳未満の者とし、令和4年に全国に先駆けて入間市ヤングケアラー支援条例を制定しました。

この条例に基づき、ヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長と自立が図られるように、市の責務及び保護者、学校、地域住民等、関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、社会全体でこどもの成長を支えるための環境づくりを行っています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:こども家庭庁(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)(参照2024-10-28)

2 II 子育て家庭への支援

子育て家庭への支援は、少子高齢化や核家族化、子育て当事者の働き方の変化等、社会の変容を踏まえて施策を展開していく必要があります。

本市でも、核家族化や友人・知人との助け合いの減少⁸により、子育て当事者が孤立しやすい状況になっています。また、男性が育児に主体的に関わっている割合は、女性の同割合の6割程度であり⁹、依然として育児の負担が女性に集中しています。さらに、一番下のこどもが1～3歳になったら就労を希望する人の割合が平成30年度から令和5年度にかけて約1.5倍になり¹⁰、今後も早期からの保育の必要性が高まっていくと予想されます。子育てに関する負担の軽減や男性の育児参加の促進を行うことで、子育て家庭が自己肯定感とゆとりを持って、こどもと向き合えるようになることが、こどもの健やかな成長にとって重要です。

子育て家庭に対する支援には、「I こどものライフステージに応じた支援」と重なる部分も多くありますが、ここでは視点を換え、大きく「子育てへの不安感の軽減や仕事との両立に向けた支援」と「経済的な支援」に分けて、2つの施策の方向性を示します。

子育て家庭が過度な負担感を抱くことなく、サポートを受けながら子育てができるように支援します。

施策の方向性

(9) 地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進

主な内容

- 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実
- 子育て家庭のための環境整備

(10) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

主な内容

- 子ども医療費の支給
- 幼児教育・保育の無償化への適切な対応

※施策の方向性は通し番号で表記しています。

⁸ 日常的若しくは用事の際に友人・知人にこどもをみてもらえる人の割合が「平成30年度入間市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」では約20%でしたが、「令和5年度入間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では約10%に下がっています。

⁹ 「令和5年度入間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、こどもの子育てを家族の中で主に行っているのはどなたですかという問いに対して、「母親(39.9%)」、「父母ともに(59.1%)」を選択した人の割合は99.0%で、「父親(0.5%)」、「父母ともに(59.1%)」を選択した人の割合は59.6%です。
なお、数値については、無回答を除いて再計算しています。

¹⁰ 「平成30年度入間市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」と「令和5年度入間市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の比較によるものです。

(9) 地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進

子育て家庭が、ライフスタイルやニーズに応じて必要とする子育て支援を受けられるよう、幼児教育・保育施設や子育て支援施設等の地域の担い手と協働し、子育て支援の充実に努めます。また、子育て家庭が過度な負担感を抱くことなく、こどもと向き合えるように支援します。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
子育て家庭への支援について、「こどもの世話や看病について頼れる人がいる人の割合」、「子育てについて相談先がある人の割合」、「育児に主体的に関わっている男性の割合」を指標として、相談や交流の場の提供や子育ての負担感の軽減に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
こどもの世話や看病について頼れる人がいる割合	80.3%	90.0%	入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査
子育てについて相談先がある人の割合	95.1%	95.1%	入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査
育児に主体的に関わっている男性の割合	59.6%	70.0%	入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
10再	幼児教育・保育の提供体制 こどもの健やかな育ちのために、多様な働き方や個々の家庭の状況を踏まえて幼児教育・保育のニーズを把握し、提供体制の確保に努めます。	保育幼稚園課
52	利用者支援事業 (基本型) 妊娠期や子育て家庭の個々のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。また、身近な場所で相談に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行う地域子育て相談機関の整備についても検討します。 (こども家庭センター型) 母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して一体的に相談支援を行います。また、こどもや家庭の状況に応じて、サポートプランを策定し、切れ目なく漏れなく対応します。	こども支援課 地域保健課
53	時間外保育事業(延長保育事業) 働き方の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長してこどもを預けられる環境を提供します。	保育幼稚園課
54	ショートステイ(子育て短期支援事業) 子育てで不安を解消するため、2歳から12歳までのこどもの保護者が、疾病、疲労、怪我等のやむを得ない理由により、家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設やショートステイ協力家庭に委託してこどもを短期間預かります。	こども支援課
55	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) 子育ての負担感・不安感を軽減するため、身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、交流や相談ができる環境を整備します。	こども支援課

No.	事業名・事業内容	主管課
56	一時預かり事業 (一般型) 保護者の就労形態の多様化、傷病、入院及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とするこどもを保育所(園)・地域子育て支援拠点において預かります。 (幼稚園型Ⅰ) 教育時間の前後や長期休業日等に幼稚園や認定こども園に在籍するこどもを一時的に預かります。	保育幼稚園課 こども支援課
57	病後児保育事業 病気の回復期にあるこどもに対して、保育施設での集団保育が困難な期間に、保育所(園)や病院等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、こどもの健全な育成を図ります。	保育幼稚園課
58	ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)をつなぎ、会員同士による相互援助活動の連絡・調整を行います。こどもの預かりや保育施設への送迎等、地域の中で支援し、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。	こども支援課
59	子育て緊急サポート事業 病児の預かりや緊急の預かり、宿泊を伴う預かり等を希望する利用会員と、援助を行いたいサポート会員による相互援助活動を推進し、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。	こども支援課
18 再	学童保育室(放課後児童健全育成事業) 保護者が就労等により家庭で保育を行えない場合に、放課後や夏休み期間等に、こどもが安全に過ごせる生活の場や遊びの場を確保することで、こどもの健全な育成を図り、保護者が安心して働けるよう支援します。 持続可能な学童保育室の運営のために、運営の効率化と保育の質の向上に取り組みます。	青少年課
21 再	児童センター事業 0歳から18歳未満の全てのこどもを対象に、ボランティア会等の協働によって年齢に応じた様々な体験活動を提供し、遊びや科学の学習を通して、人間性豊かな、心身ともに健康なこどもの育成を図ります。 こどもが自らやってみたいことを提案し、実現ができるように「こども運営ボランティア」を組織し、こどもの視点や意見が児童センターの運営や活動に生かせるよう努めます。 入間市公共施設マネジメント事業計画に基づいた改修工事の際には、プレーカーを活用した出張児童館等により機能を維持できるよう環境整備を図ります。	青少年課
60	幼稚園・保育所(園)・認定こども園における地域の子育て支援 全ての公立保育所において、園庭開放や子育ての相談・情報提供等を実施することで、家庭で育児をする保護者の不安感・負担感の軽減を図ります。また、地域の子育て支援に取り組む幼稚園・保育園・認定こども園を支援します。	保育幼稚園課
61	家庭教育支援 現代社会における子育てに関する不安や悩みを解消し、安心して家庭教育ができるように、保護者同士の意見交換や在宅型家庭教育等、時代や家庭の状況に応じた取組を実施します。	社会教育課
62	親子関係の構築に向けた支援 体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう「いるティー子育て練習法～どならない子育てのヒント～」の講座を開催する等、教育機会を設定します。	こども支援課

No.	事業名・事業内容	主管課
63	<u>子育て家庭の地域参加の促進</u> 子育て家庭が、地域の祭りやイベントに参加しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳スペースとして利用できる「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出します。	こども支援課
64	<u>ワーク・ライフ・バランスの推進</u> 多様な働き方の情報提供や研修会の開催等、企業におけるワーク・ライフ・バランスを支援するとともに、共働き世帯等が仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。	人権推進課 こども支援課 商工観光課
65	<u>男性の育児参加への取組</u> 男性が積極的に育児に参加できるように、職場や社会の機運醸成に向けた情報発信等に加え、父親向け講座の開催等、子育て家庭への啓発を実施します。	こども支援課 人権推進課 商工観光課

全てのこどもが教育や保育等を受けられ、健やかに成長できるように、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

■施策の指標

この施策については、法律等に基づいて着実に実施していくものであることから指標は設けないものとします。

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
66	幼児教育・保育の無償化への適切な対応 保護者の経済的負担の軽減のために、保護者や特定教育・保育施設に対して、利用料の支給を行います。	保育幼稚園課
67	実費徴収に係る補足給付事業 保護者の世帯所得の状況等を勘案し負担軽減を図るため、副食費相当分、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。	保育幼稚園課
68	多様な事業者の参入促進・能力活用 地域の教育・保育ニーズに沿った、多様な事業者の新規参入を支援するほか、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の支援を行います。	保育幼稚園課
69	子育て援助活動支援事業利用料助成 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯等を対象として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業の利用料を助成します。	こども支援課
70	児童手当 子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担う児童の健やかな成長のために、児童手当を支給します。	こども支援課
71	子ども医療費の支給 こどもが必要とする医療を受けられるようにするため、満18歳年度末まで医療費の一部を支給します。	こども支援課
72	ひとり親家庭等医療費扶助 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給します。	こども支援課
73	児童扶養手当 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等に手当を支給します。	こども支援課
35再	小・中学生の保護者に対する就学援助 経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報誌等での広報や就学時健康診断等での全ての小・中学生へのチラシの配付により、保護者への周知を図ります。	学校教育課

No.	事業名・事業内容	主管課
46 再	奨学金の貸与 能力があるにもかかわらず経済的な理由で高校、大学等への修学が困難なこども・若者を支援するため、奨学金の貸付を行います。併せて、日本学生支援機構等の奨学金制度の情報を提供し、こども・若者の学ぶ意欲を支援します。	学校教育課
74	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 自立に向けた機会の拡大を図るため、就職や能力開発、こどもの就学等、ひとり親家庭等の自立やこどもの福祉増進のために必要な費用について、県が実施している母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の利用を促進します。	こども支援課
75	母子家庭又は父子家庭への自立支援給付金の支給 母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、就職の際に有利な資格の取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を支給します。また、支給に際し個々の生活状況等に応じて適宜情報提供を実施する等、切れ目のない支援を実施します。	こども支援課

3 Ⅲ ライフステージを通して行う支援

子育ては、こどもが大人になるまで続き、こどもが自分らしく社会生活を送れるようになるまで社会全体で支える必要があります。全てのこどもの健やかな成長に向けて、こどもや家庭の状況にかかわらず等しく支援をすることで、誰一人取り残さない社会の実現にもつながります。

こどもや子育て家庭を取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、こどもの権利の尊重や障がい、疾病、虐待、貧困等、困難な状況にあるこどもや家庭への支援のように、特に社会全体で取り組むべき内容や切れ目なく支援することがより重視される内容を中心に、5つの施策の方向性を示します。

ライフステージを通して、こどもや子育て家庭を切れ目なく支援するために、各施策に取り組んでいきます。

施策の方向性

(11) こどもの権利の周知・啓発

主な内容

- こどもの権利を守るための環境整備
- こども・若者がまちづくりに参画する機会の充実

(12) 児童虐待防止対策

主な内容

- こども家庭センター（児童福祉機能）

(13) インクルージョンの推進

主な内容

- 児童発達支援センター「ういず」
- 外国人相談支援

(14) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援

主な内容

- 生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する学習支援
- 母子・父子自立支援事業

(15) 切れ目ない保健・医療の提供

主な内容

- こども家庭センター（母子保健機能）
- 思春期の保健対策
- 子ども医療費の支給

※施策の方向性は通し番号で表記しています。

こどもの権利条約に関する大人の認知度は約2割にとどまっています¹¹。こどもにおいても同水準で、こどもの年齢が下がるにつれて、その割合も下がっていきます。

こどもを権利の主体として認識し、こどもが健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるように社会全体で後押ししていくために、こどもも大人もこどもの権利について理解を深め、こどもの権利を尊重する社会づくりを進めます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
こどもの権利について、「こどもは権利の主体であると思う人の割合」を指標として、こども・若者を含め社会全体においてこども・若者が権利の主体である認識の共有や意見表明・社会参画につながる環境づくりに向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
こどもは権利の主体であると思う人の割合	54.4%	70.0%	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
76	こどもの権利の周知 こども自身が、こどもの権利を理解し、その権利を等しく持っていることを学ぶため、「子どもの権利」のリーフレットを作成し、小・中学生に広報します。また、展示やラジオ、市公式ホームページ等を通じた周知も行います。	こども支援課
44再	こども・若者がまちづくりに参画する機会の充実 未来を担うこども・若者が社会参加していくにあたって意見を表明できる機会を持てるように、社会活動に対して意見形成や意見表明をしやすい環境づくりを推進します。	企画課 こども支援課
77	人権教育の推進 小・中学校の授業において、命の大切さ、いじめ問題や基本的人権の学習を行うとともに、全校で人権について広く学ぶ機会を設け、こどもたちが人権問題を身近な課題として捉え、理解が深められるよう推進します。	学校教育課
78	こどもの権利を守るための環境整備 家庭・学校・地域等様々な場面において、こどもの権利について理解を深め、意識の向上を図るため、こどもの権利に関する講演会等を開催し、こどもを大切に作る環境づくりを推進します。 また、要保護児童等の早期発見、迅速な支援のため、要保護児童対策地域協議会にて、地域の関係機関等がこどもやその家庭に関する情報を共有し、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行います。	こども支援課 社会教育課 人権推進課
62再	親子関係の構築に向けた支援 体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう「いるティー子育て練習法～どならない子育てのヒント～」の講座を開催する等、教育機会を設定します。	こども支援課

¹¹ こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」における、こどもの権利条約について「内容をよく知っている」、「少し知っている」と回答した人の割合です。

全国的に児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり¹²、これは地域や子育て家庭の児童虐待に対する関心の高まりであると同時に複雑な家庭環境に育つ子どもや子育てに困難を抱える家庭が増加していることの現れでもあります。見守りや相談を通じて虐待の未然防止や早期発見・対応に努めながら、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対応の強化に取り組まなければなりません。

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭を見守りや相談を通じて支援し、虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
児童虐待防止対策について、「家庭において不適切な養育がなかった割合」や「育てにくさを感じている保護者で相談先等の解決方法を知っている人の割合」を指標として、支援を必要とする人を早期に発見し、切れ目なく、漏れなく対応できるよう施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
家庭において不適切な養育がなかった割合	92.6% (3～4か月児健診) 88.0% (1歳6か月児健診) 99.1% (3歳児健診)	95.0% (3～4か月児健診) 88.0% (1歳6か月児健診) 99.1% (3歳児健診)	乳幼児健康診査
育てにくさを感じている保護者で相談先等の解決方法を知っている人の割合	84.4%	90.0%	乳幼児健康診査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
79	こども家庭センター（児童福祉機能） 一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、こども家庭等に関する相談全般に応じます。 適宜、サポートプランを策定し、こどもとその家庭等がニーズに応じた支援が受けられるように、母子保健の事業と連携を図りつつ、社会資源等の情報提供を行います。また、関係機関等と緊密に連携し、支援内容やサービスの調整を行います。 多様な家庭環境等に対する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓を行います。	こども支援課
80	要保護児童対策地域協議会における連携強化 「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童や特定妊婦に関して、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容に関する協議を行います。これらの協議の中で、適切な役割分担や情報共有を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。	こども支援課
81	養育支援訪問事業 養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や助産師、ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言・支援等を行い、適切な養育の実施の確保を図ります。	こども支援課

¹² こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」によると、対前年比は3.5%の増加であり、その件数は年々、増加傾向にあります。

No.	事業名・事業内容	主管課
82	子育て世帯訪問支援事業 家事・育児に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭に寄り添いながら家事・育児等の支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。また、虐待リスク等の高まりの未然防止につなげます。 事業番号1、25、81の一部がこの事業に当たります。	こども支援課
62 再	親子関係の構築に向けた支援 体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう「いるティー子育て練習法～どならない子育てのヒント～」の講座を開催する等、教育機会を設定します。	こども支援課
83	児童虐待防止啓発事業 秋のこどもまんなか月間での「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施等により、児童虐待未然防止や早期発見につなげることで、児童虐待のない社会づくりを推進します。	こども支援課
84	里親への支援 児童相談所の事業等に協力し、里親制度に関する周知啓発に努めます。里親会の研修会や交流会、懇親会等の開催等を通して里親を支援します。	こども支援課
33 再	さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 こどもが抱える様々な悩みに対応するために、スクールカウンセラーやさわやか相談員を配置し、こどもや保護者からの相談に応じます。また、スクールソーシャルワーカーを教育センターに配置し、学校の要請に応じて面談等を通じて、こどもや保護者、学校を支援します。	学校教育課

コラム

児童虐待とは

児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されます。児童虐待の未然防止や早期発見・早期支援のために、こども家庭センターにおける相談事業をはじめとする各種事業を進めていきます。

このほかにも、児童相談所虐待対応ダイヤル「^{いちはやく}189」があります。虐待かもしれないと思った時、子育てに悩んだ時には、迷わず電話してみてください。24時間・365日つながります。

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる 等
 性的虐待 こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする 等
 ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れて行かない 等
 心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目前で家族に暴力をふるう 等

発達障がいという言葉の認知の高まり等により児童発達支援センターの相談件数は増加傾向にあります¹³。また、本市における外国人人口は増加傾向にあります¹⁴。こどもや家庭の特性にかかわらず、安心して共に暮らすことのできる地域づくりが求められています。

障がいのあるこどもや外国籍のこども等、こどもや子育て家庭の特性にかかわらず安心して暮らすことのできる地域づくりに向けて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
インクルージョンの推進について、「インクルージョンが推進されていると思う人の割合」を指標として、こどもや子育て家庭の特性にかかわらず安心して暮らすことができるよう施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
インクルージョンが推進されていると思う人の割合	27.2%	50.0%	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
7 再	児童発達支援センター「ういず」 児童発達支援センター「ういず」では、相談支援事業、児童発達支援事業、地域支援事業の3つの事業をニーズに応じてバランス良く実施して、地域の中核的な支援拠点として、心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもとその家族に、発達段階に応じた切れ目のない一貫した支援を提供します。	こども支援課
9 再	幼児の通級指導教室「茶おちゃお」 幼児の通級指導教室「茶おちゃお」では、発達や言葉に気がかりのあるこどもが、小学校へのスタートを円滑に進められるよう、個別のニーズに応じた支援を行います。	学校教育課
29 再	小・中学校の通級指導教室「ちあいむ」、「ちゃんす」 小・中学校の通級指導教室「ちあいむ（小学校）」、「ちゃんす（中学校）」では、学校生活を送りやすくするため、コミュニケーション能力や感情をコントロールする力を育み、誰もが学びやすい環境を整備します。	学校教育課
85	障がいのあるこどもの保育所等への受け入れ 心身の発達に気がかりや障がいのあるこどもを保育所、学童保育室等の施設に受け入れて、関係機関と連携を図りながら、全てのこどもが地域とともに成長していくことができるよう障がいの内容や発達の状況に応じた適切な支援を行います。また、支援に必要な加配保育士等の確保に努めます。	保育幼稚園課 青少年課
86	障がい児支援の確保とサービスの充実 障害児福祉計画に基づき、障がい児の障がい種別やニーズに応じた適切な支援体制の確保を図るとともに、地域におけるサービス提供事業所等の整備・充実に努めます。	障害者支援課

¹³ 児童発達支援センター「ういず」における相談受付件数について、令和2年度は523件でしたが、令和5年度は835件であり、約1.5倍に増加しています。

¹⁴ 入間市統計書によると、令和5年の外国人住民数は前年と比べて387人の増の2,958人であり、その数は年々、増加傾向にあります。

No.	事業名・事業内容	主管課
87	医療的ケア児の支援 コーディネーターを中心に医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等への支援を行います。	障害者支援課
88	ユニバーサルデザインの視点に立った教育の推進 誰もが安心して自立した社会生活を送れることを目指して、ユニバーサルデザインを推進しています。 学校においては、ユニバーサルデザインの視点に立った授業を行うために、板書等における内容の伝わりやすい工夫や掲示物の教室の側面への掲示等、授業に集中できる環境づくりを行います。	障害者支援課 学校教育課
30 再	障がいのあるこども・若者の支援 障がいのあるこども・若者の心身の状況や年齢等に応じて必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援していきます。 働く意欲のある障がいのあるこども・若者が一人でも多く就労できるよう就労支援センターりぼんと連携を図りながら一人ひとりの特性にあった働く場の確保や職場定着支援等、就労支援の充実を図ります。 また、児童発達支援センターでは、発達に気掛かりのあるこども・若者の社会参加に向けて、教育と連携した支援や専門職による相談、ソーシャルスキルトレーニング等の支援に取り組みます。	障害者支援課 こども支援課
89	外国人相談支援 外国人世帯への相談窓口体制の充実を図るため、母語で相談できる相談日を引き続き設けます。また、母語での対応について、出入国在留管理庁の実施する通訳支援事業や多言語音声翻訳機等を活用した対応を推進します。 外国人世帯に分かりやすい日本語対応に向けて、やさしい日本語の活用を推進します。	地域振興課
90	日本語教室の支援 市民団体による日本語教室を通じて、外国籍のこどもたちが、コミュニケーションを図りながら日本語を習得できるよう支援します。	地域振興課
91	利用者支援事業による多言語対応 外国人世帯が、教育・保育・保健等の子育てに必要なサービスを円滑に利用できるよう、翻訳機を活用する等、多言語に対応した情報提供・相談体制の整備を図ります。	こども支援課
92	外国籍のこども等の保育所（園）、認定こども園、小・中学校の受入体制の整備 日本語に不安のある世帯が保育所（園）や認定こども園の入所申請等をする際に、外国人相談員と連携して円滑に手続きを行えるように支援します。また、外国人の保護者に通知等を出す際には、漢字にひらがなでルビを振る等、円滑なコミュニケーションを図り、外国籍のこども等が保育所（園）や認定こども園になじめるよう配慮します。 日本語指導を必要とする小・中学生について、日本語指導員を派遣する等、日本語指導の充実に取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
45 再	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解と認識を深めるために、こども・若者や大人に対して講演会等を実施します。また、当事者や家族等が抱えている悩みごとの問題解決を支援するための相談事業を実施します。	人権推進課

本市のこどもの貧困率は8.2%と依然として一定程度、こどもが相対的貧困の状況にあり¹⁵、貧困は心身の健康や進学機会等、様々な面に影響を及ぼします。社会課題として未来を担うこどもが生まれ育った環境に左右されることがないように、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めていく必要があります。

ひとり親家庭等の多くは、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあり、全国的に見ても、ひとり親家庭の半数近く¹⁶が相対的貧困の状況にあります。生活の安定と自立を支援するとともに、ひとり親家庭等が抱える子育て等の課題やニーズに対応するために寄り添った支援を行うことも重要です。

こどもの成長と将来が生まれ育った環境に左右されることのないように、良好な成育環境を確保し、全てのこどもの健やかな成長を支援します。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
こどもの貧困対策について、「こどもの貧困率」を指標として、貧困と格差の解消を図り、貧困の連鎖を断ち切れるよう施策を進めます。 ひとり親家庭等への支援について、「ひとり親家庭の親の就業率」を指標として、高い就業率や経済的な自立に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
こどもの貧困率	8.2%	7.8%	入間市こどもの意識・生活に関する調査
ひとり親家庭の親の就業率	91.9%	91.9%	入間市こどもの意識・生活に関する調査

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
47 再	生活困窮者自立支援事業 経済的困窮や就労、病気等、課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、相談員が暮らしや仕事等についての相談を受け、支援計画を策定した上で自立に向けた必要な支援を行います。	生活支援課
93	生活困窮世帯の保護者に対する就労支援事業 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の人への支援等、きめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者に対し、就労や自立を促進させるために、就労活動促進費や就労自立給付金を支給します。 長時間労働、賃金の不払い、労働災害等、労働環境に関する相談に応じ、安定して働くための支援を行います。また、在宅ワーク等に関する情報等を提供し、多様な働き方を選択する支援を行います。	生活支援課 商工観光課 人権推進課

¹⁵ 「令和5年度入間市こどもの意識・生活に関する調査」における、世帯収入を同居家族の人数の平方根で割って算出する等価世帯収入の中央値の2分の1を貧困線とし、その貧困線を下回る世帯の割合です。

¹⁶ 厚生労働省「国民生活基礎調査(2021年)」によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%です。

No.	事業名・事業内容	主管課
35 再	小・中学生の保護者に対する就学援助 経済的に困っている子育て家庭へ制度の情報が行き届くよう、広報誌等での広報や就学時健康診断等での全ての小・中学生へのチラシの配付により、保護者への周知を図ります。	学校教育課
46 再	奨学金の貸与 能力があるにもかかわらず経済的な理由で高校、大学等への修学が困難なこども・若者を支援するため、奨学金の貸付を行います。併せて、日本学生支援機構等の奨学金制度の情報を提供し、こども・若者の学ぶ意欲を支援します。	学校教育課
48 再	生活困窮世帯に対する食を通じた支援 家庭において十分な食事をとれない状況にある世帯を支援するため、フードバンクからの食料を提供する等、市民活動との協働を視野に入れながら困窮世帯の食料支援を行います。	生活支援課
34 再	生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもに対する学習支援 進学等により、こども・若者の将来の可能性を広げ、貧困の連鎖を断つため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯及び児童扶養手当受給世帯の中学生・高校生等を対象に、学習教室の開催や家庭訪問による支援を行います。	生活支援課 こども支援課
69 再	子育て援助活動支援事業利用料助成 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯等を対象として、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業の利用料を助成します。	こども支援課
94	母子・父子自立支援事業 ひとり親家庭の母又は父が抱えている子育て、生活、就労等の問題について母子・父子自立支援員が相談に応じます。また、こども家庭相談（子ども家庭支援員）と連携することで、相談体制や情報提供体制を充実させ、ひとり親家庭等が安心して日常生活を送れるよう支援します。	こども支援課
75 再	母子家庭又は父子家庭への自立支援給付金の支給 母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、就職の際に有利な資格の取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を支給します。また、支給に際し個々の生活状況等に応じて適宜情報提供を実施する等、切れ目のない支援を実施します。	こども支援課
95	ひとり親家庭等の支援に関する情報提供 ひとり親家庭等の自立支援に関するパンフレット等を作成するとともに、プッシュ通知システムを利用する等、支援情報提供の充実を図ります。	こども支援課
74 再	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 自立に向けた機会の拡大を図るため、就職や能力開発、こどもの就学等、ひとり親家庭等の自立やこどもの福祉増進のために必要な費用について、県が実施している母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の利用を促進します。	こども支援課
96	ハローワーク等との連携による就労支援 本人の希望に基づき、ハローワークと情報共有を図るとともに、県福祉事務所と連携し、ひとり親家庭の就労を支援します。	こども支援課
73 再	児童扶養手当 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等に手当を支給します。	こども支援課
72 再	ひとり親家庭等医療費扶助 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給します。	こども支援課
97	ファミリー・サポート・センター事業における、ひとり親家庭等に対する利用支援 ファミリー・サポート・センター事業の利用の際に、ひとり親家庭等に対し提供会員を優先して調整する等利用を支援します。	こども支援課

心身の健やかな成育のためには、こどもやその保護者、妊産婦が、妊娠・出産・子育てや成長の過程における心身の健康に関して必要な支援を切れ目なく受けられる必要があります。母子保健を始めとした成育医療等に関して、必要な支援を切れ目なく提供できるように努めます。

■施策の指標

施策の推進に向けて			
切れ目ない保健・医療等の提供について、「朝食をほとんど食べないこどもの割合」や「3歳児、12歳児でむし歯のないこどもの割合」を指標として、成育過程にある者等の健やかな成育に向けて施策を進めます。			
指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	出典
朝食をほとんど食べないこどもの割合	3.4% (小学5年生) 4.3% (中学2年生)	0% (小学5年生) 0% (中学2年生)	入間市こどもの意識・生活に関する調査
3歳児、12歳児でむし歯のないこどもの割合	95.2% (3歳児) 80.6% (12歳児)	95.2% (3歳児) 95.0% (12歳児)	乳幼児健康診査 学校歯科健康診断

■具体的な取組

No.	事業名・事業内容	主管課
1 再	産前・産後ケア事業 産前・産後の支援を必要とする妊産婦及び乳児を対象に、自宅に助産師が訪問して育児相談や母乳ケア等の支援を行う「訪問型」、医療機関に宿泊し育児指導や母体ケア等の支援を受ける「宿泊型」、ホームヘルパーを派遣して家事や育児の支援を行う「ヘルパー派遣」、産後ケアサロン等に通所し、休養や育児の支援を受ける「通所型」を行うことで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	こども支援課
2 再	乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て等の状況の把握や必要な情報の提供を行います。その際に適切な母子保健サービスが受けられるように支援し、育児不安の軽減や児童虐待予防に努めます。	地域保健課
3 再	こども家庭センター（母子保健機能） 全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠の届出等の機会を通して、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。また、必要に応じて個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関と連携し切れ目なく支援します。	地域保健課
4 再	乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児） 3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の発育発達、疾病の有無を早期に発見し、必要な医療や支援が適切に受けられるように乳幼児健康診査を実施します。また、個別に育児相談等を実施し、育児不安の軽減や児童虐待の予防に努めます。	地域保健課
5 再	妊産婦健康診査 妊産婦の健康の保持増進や、疾病の早期発見を目的に、妊産婦健康診査を行います。健康診査の受診を奨励し、妊娠、出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊産婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めます。	地域保健課

No.	事業名・事業内容	主管課
6 再	両親学級 健やかにこどもを産み育てるために、両親学級を通じて、妊婦とその配偶者に対して、妊娠中の過ごし方や沐浴実習等、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及啓発を行います。	地域保健課
98	思春期の保健対策 悩みを抱えたこども・若者は一人で悩み、孤立し、心の健康を損ねるリスクがあるため、早期発見に向けて「こころの健康に関する中学校への出前講座」を実施します。メンタルヘルスに関して切れ目ない支援を行うため、「随時相談」、「精神科によるこころの健康相談」、「ひきこもり相談」等の専門相談を実施します。 また、保健体育の授業等において、薬物乱用防止対策や性に関する指導等について取り組みます。	地域保健課 学校教育課
39 再	次代の親の育成事業 中学生・高校生を対象に、乳幼児との触れ合いや妊婦との交流を通じて、子育て家庭への理解を深めるとともに命の大切さを学ぶため、母子愛育会青少年育成事業、青少年乳幼児等触れ合い体験事業等を実施し、次代の親の育成を図ります。	青少年課 地域保健課
28 再	ひきこもりのこども・若者支援 こども・若者やその保護者を対象に、ひきこもり相談を実施し、「ソーシャルクラブいるまぴあ」の居場所を提供することで社会とのつながりを回復する支援を行います。また、精神保健福祉担当者連絡会議（ひきこもりプラットフォーム）にて関係機関と連携し、ひきこもりの支援体制を構築します。	地域保健課 生活支援課
27 再	不登校・いじめ・自殺対策 不登校・いじめ・自殺を未然に防ぐために、生徒指導訪問を実施する等、支援の充実を図ります。また、不登校のこどもの学びの機会を確保し、適応指導教室（ひばり教室）をはじめとして、関係機関と連携しながら支援します。 「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向け関係機関の連携を図ります。 こどもの自殺のサインに気づくためにゲートキーパー養成講座等を実施します。	学校教育課 地域保健課
99	食育の推進 両親学級等の母子保健事業や講師派遣、講演会等での講話を通じて食に関する情報提供を行い、食育を推進します。乳幼児相談や健康相談等で食に関する疑問に対応し、育児不安の軽減や正しい知識の普及に努めます。	地域保健課
71 再	子ども医療費の支給 全てのこどもが必要とする医療を受けられるようにするため、満18歳年度末まで医療費の一部を支給します。	こども支援課
100	救急医療体制 入院治療を必要とする救急患者に、所沢市、狭山市、入間市の3市圏域内における休日、夜間の第二次救急医療を確保するため、埼玉県及び各市と協力して所沢地区病院群輪番制病院運営事業及び小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業を実施します。	健康管理課
101	夜間診療所 初期救急医療を必要とする人に、日、月、木、土曜日の夜間（午後7時30分から午後10時30分まで）における内科及び小児科の診療を入間地区医師会に委託して行います。また、狭山市と協同で1週間を通した夜間の初期救急医療体制を確保します。	健康管理課
102	予防接種 感染のおそれのある疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施します。	地域保健課

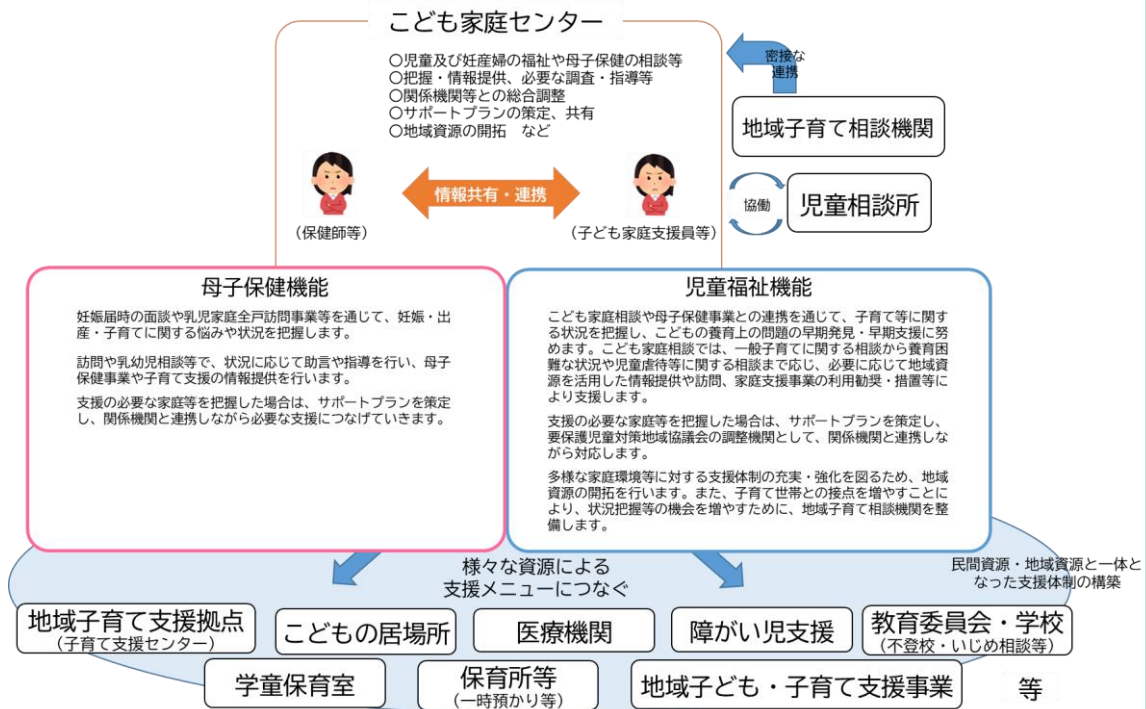
こども家庭センター

「こども家庭センター」は、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また、こどもが健やかに成長できるよう、包括的な相談支援を行い、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置しています。

そのため、「こども家庭センター」では、母子保健と児童福祉の両機能の連携を深め、それぞれの専門性を活かしながら、一体的に相談支援を行っています。

また、妊産婦やこども、家庭の状況や実情を把握し、関係性を構築する中で、こどもや家庭の意向・望みを確認しながら協働してサポートプランを作成します。サポートプランは関係機関等と共有し、一体となって切れ目のない支援を実施します。また、定期的に見直しを行い、適切に進行管理をしていきます。

さらに、社会資源等について実情を把握し、情報提供を行うとともに、関係機関等と緊密に連携し、支援内容やサービスの調整を行います。また、多様な家庭環境等に対する支援体制の充実・強化を図るため、地域資源の開拓を行います。



第5章 第3期入間市子ども・子育て支援事業計画

1 提供区域の設定

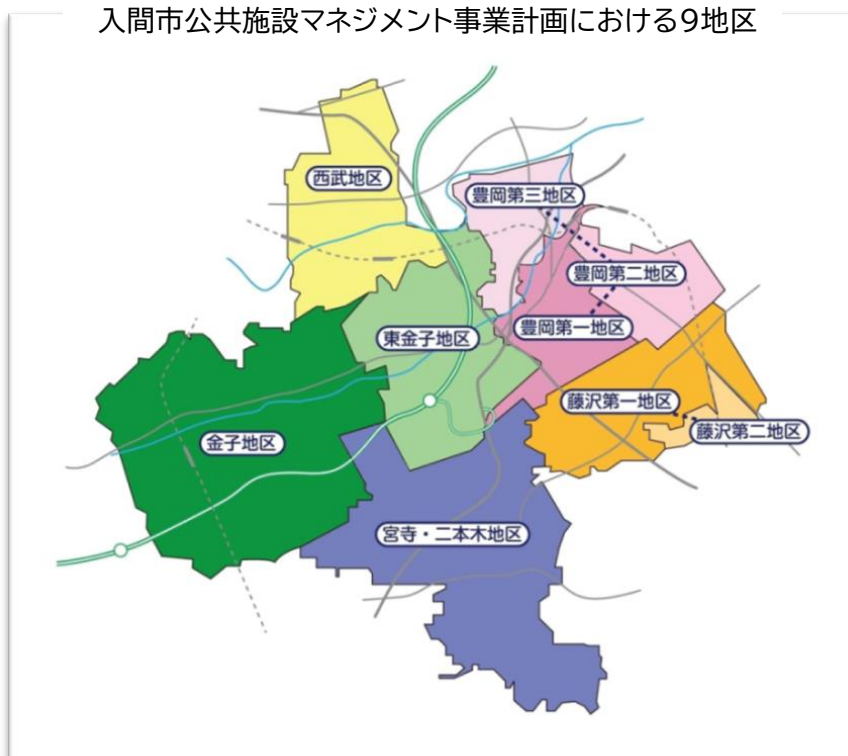
子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口等の社会的条件、施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を設定します。そして、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関して、その区域ごとの「量の見込み」及び提供体制である「確保の内容」を計画する必要があります。

本市では、現在の幼児教育・保育実施状況や施設の配置状況等を勘案して、一部の事業を除き、全市を一地区として幼児教育・保育提供区域に設定しました。

なお、学童保育室は小学校区ごと、地域子育て支援拠点事業は地域コミュニティとの関係性を踏まえ、公共施設マネジメント事業計画における地区区分の9地区に設定しました。

事業	区域
下記2事業を除く全事業	全市
学童保育室（放課後児童健全育成事業）	小学校区ごと
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	入間市公共施設マネジメント事業計画における9地区

入間市公共施設マネジメント事業計画における9地区



出典：入間市公共施設マネジメント事業計画

2 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

	令和7年度						令和8年度						令和9年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		幼稚園 利用	保育所等 利用	0歳	1歳	2歳		幼稚園 利用	保育所等 利用	0歳	1歳	2歳		幼稚園 利用	保育所等 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み① (人)	845	1,651		167	345	405	792	1,547		167	348	409	750	1,466		167	351	412
		329	1,322					308	1,239					292	1,174			
確保の内容② (人)	1,549	2,218		185	342	403	1,549	2,218		185	342	403	1,476	2,194		191	354	415
特定教育・保育施設	120	1,605		154	297	354	120	1,605		154	297	354	192	1,644		160	309	366
保育所(園)		1,509		130	269	322		1,509		130	269	322		1,509		130	269	322
幼稚園	90						90						90					
認定こども園	30	96		24	28	32	30	96		24	28	32	102	135		30	40	44
特定地域型保育事業				30	44	48				30	44	48				30	44	48
小規模保育				30	44	48				30	44	48				30	44	48
家庭的保育																		
居宅訪問型保育																		
事業所内保育																		
企業主導型保育施設の地域枠				1	1	1				1	1	1				1	1	1
認可外保育施設																		
上記以外																		
確認を受けない幼稚園	1,429	613					1,429	613					1,284	550				
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	704	567		18	▲ 3	▲ 2	757	671		18	▲ 6	▲ 6	726	728		24	3	3

	令和10年度						令和11年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		幼稚園 利用	保育所等 利用	0歳	1歳	2歳		幼稚園 利用	保育所等 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み① (人)	724	1,415		168	344	404	724	1,415		168	337	395
		282	1,133					282	1,133			
確保の内容② (人)	1,476	2,194		191	354	415	1,476	2,194		191	354	415
特定教育・保育施設	192	1,644		160	309	366	192	1,644		160	309	366
保育所(園)		1,509		130	269	322		1,509		130	269	322
幼稚園	90						90					
認定こども園	102	135		30	40	44	102	135		30	40	44
特定地域型保育事業				30	44	48				30	44	48
小規模保育				30	44	48				30	44	48
家庭的保育												
居宅訪問型保育												
事業所内保育												
企業主導型保育施設の地域枠				1	1	1				1	1	1
認可外保育施設												
上記以外												
確認を受けない幼稚園	1,284	550					1,284	550				
確保の内容と量の見込みの差 ②-①	752	779		23	10	11	752	779		23	17	20

特定教育・保育施設等について

1 事業の内容と今後の方向性

特定教育・保育施設等については、以下の内容で提供体制の確保に努めます。また、第4章 施策の方向性 の (3)幼児教育・保育の環境の整備 及び (4)幼児教育・保育の質の向上 に基づいて、量の確保と質の向上に取り組めます。

(1)保育所(園)

保護者の就労や病気等により、家庭で保育ができないときに保育所(園)が代わりに保育を行います。

保育士の確保に努め、利用を希望するこどもをできるだけ受け入れられるよう体制整備を図るとともに、障がいのあるこどもに対しては加配保育士を配置する等、個々のこどもに対応できる環境の整備にも努めます。また、公共施設マネジメント事業計画に基づき、保育ニーズに対しきめ細やかな対応を図れるよう公立保育所の整備に取り組めます。

(2)幼稚園(新制度に移行した幼稚園)

満3歳から小学校就学前のこどもに向けた教育を行います。

新制度に移行している幼稚園は市内に1施設あります。まだ移行していない園から新制度への移行を希望する相談があった場合には、移行を支援します。

(3)認定こども園

保育所(園)と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を一体かつ一貫して行います。

将来児童数や利用希望等の動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合や、既存の認可保育所(園)や幼稚園から認定こども園への移行希望がある場合には、設置・移行を支援します。

(4)小規模保育事業

主に3歳未満のこどもを対象として、6～19人までの小規模な人数で行う保育事業です。

将来児童数や利用希望等の動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合は、設置を支援します。

(5)家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等で家庭的な雰囲気の下、少人数(家庭的保育者1人につき3人)を対象にきめ細かな保育を行います。

将来児童数や利用希望等の動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合は、設置を支援します。

(6)居宅訪問型保育事業

利用者の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を行います。

将来児童数や利用希望等の動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合は、設置を支援します。

(7)事業所内保育事業

企業が従業員の仕事と子育ての両立支援として実施するもので、事業所内やその近隣等で、従業員のこどもに加え、地域の保育を必要とするこどもに対しても保育を行います。

将来児童数や利用希望等の動向を踏まえつつ、新規事業者から設置の申請があった場合は、設置を支援します。

(8)企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するための保育施設です。従業員のこどもに加え、地域の保育を必要とするこどもに対しても保育を行います。

企業主導型保育を実施している企業等に対して、地域の保育を必要とするこどもの受け入れの促進に努めます。

(9)認可外保育施設

県や市の認可を受けない保育施設で、国の認可外保育施設指導監督基準に基づき保育を行います。

認可外保育施設に対して新制度の周知に取り組み、新制度への対応の促進に努め、施設の把握や認可外保育施設指導監督基準に基づき施設に対し指導監督を行っていきます。

(10)確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」を受けておらず、新制度に移行していない幼稚園です。

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は市内に7園あり、それぞれが独自の教育理念に基づき特色のある幼児教育に取り組んでいます。また、園児の一時預かり事業により、就労家庭のこどもへの保育も実施しています。なお、新制度への移行を希望する園があった場合には、移行を支援します。

2 その他

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付については、法令等に基づき公正かつ適正な支給を行うとともに、継続して申請手続きの簡略化に努めていきます。

特定教育・保育施設等の確認や指導監督については、情報共有等、県との連携を図ります。

3号認定の保育ニーズの高まり等による待機児童対策に向けて、必要に応じた定員数を確保するために保育施設の整備を図るとともに、老朽化した施設の保育環境の改善にも努めていきます。

保育の必要性の認定

こどもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区分	内容	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみのこども (保育を必要としないこども)	新制度に移行した幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳の保育を必要とするこども	保育所(園) 認定こども園
3号認定	0～2歳の保育を必要とするこども	保育所(園) 認定こども園 小規模保育 など

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業について、地域の実情に応じて量の見込みと提供体制の確保の内容を定め、計画的に事業を実施します。

地域子ども・子育て支援事業
(1) 利用者支援事業
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）
(3) 学童保育室（放課後児童健全育成事業）
(4) ショートステイ（子育て短期支援事業）
(5) 乳児家庭全戸訪問事業
(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
(8) 一時預かり事業
(9) 病後児保育事業
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
(11) 妊婦健康診査
(12) 実費徴収に係る補足給付事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用
(14) 子育て世帯訪問支援事業
(15) 妊婦等包括相談支援事業
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
(17) 産後ケア事業

※児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業については、今計画期間中は実施予定はありません。

(1)利用者支援事業

利用者支援事業（基本型）

妊娠期や子育て家庭の個々のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援します。また、身近な場所で相談に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行う地域子育て相談機関の整備についても検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（基本型）（か所）	6	6	6	6	6
確保の内容②（基本型）（か所）	6	6	6	6	6
差② - ①	0	0	0	0	0
量の見込み① （地域子育て相談機関）（か所）	0	1	2	5	5
確保の内容② （地域子育て相談機関）（か所）	0	1	2	5	5
差② - ①	0	0	0	0	0

利用者支援事業（こども家庭センター型）

母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して一体的に相談支援を行います。また、こどもや家庭の状況に応じて、サポートプランを策定し、切れ目なく漏れなく対応します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（こども家庭センター型）（か所）	1	1	1	1	1
確保の内容②（こども家庭センター型）（か所）	1	1	1	1	1
差② - ①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

働き方の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長してこどもを預けられる環境を提供します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（人）	752	726	705	686	679
確保の内容②（人）	752	726	705	686	679
差② - ①	0	0	0	0	0

(3) 学童保育室（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により家庭で保育を行えない場合に、放課後や夏休み期間等に、こどもが安全に過ごせる生活の場や遊びの場を確保することで、こどもの健全な育成を図り、保護者が安心して働けるよう支援します。

持続可能な学童保育室の運営のために、運営の効率化と保育の質の向上に取り組みます。

なお、計画において、確保の内容が不足する小学校区においては、民設民営の学童保育室の広域利用や公共施設を活用したランドセル来館事業等の実施による対応を検討します。

区域	対象		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度
1豊岡小	1年生	量の 見込み ①	22	22	21	19	19	確保の 内容② (公設)	80	80	80	80	80
	2年生		18	18	18	17	15						
	3年生		16	16	16	16	15						
	4年生		8	8	8	8	8						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		67	67	66	63	60	差②-①	13	13	14	17	20
2藤沢小	1年生	量の 見込み ①	24	23	22	21	20	確保の 内容② (公設)	52	52	52	52	52
	2年生		19	19	19	18	17						
	3年生		17	17	17	17	16	確保の 内容③ (民設)	26	26	26	26	26
	4年生		8	8	8	8	8						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		71	70	69	67	64	差(②+③)-①	7	8	9	11	14
3西武小	1年生	量の 見込み ①	38	37	35	33	31	確保の 内容② (公設)	80	80	80	80	80
	2年生		31	31	30	28	27						
	3年生		28	28	28	27	25	確保の 内容③ (民設)	40	40	40	40	40
	4年生		13	13	13	13	13						
	5年生		4	4	4	4	4						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		115	114	111	106	101	差(②+③)-①	5	6	9	14	19
4東金子小	1年生	量の 見込み ①	19	18	17	16	16	確保の 内容② (公設)	52	52	52	52	52
	2年生		15	15	15	14	13						
	3年生		14	14	14	14	13						
	4年生		6	7	7	7	7						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		57	57	56	54	52	差②-①	-5	-5	-4	-2	0
5藤沢北小	1年生	量の 見込み ①	42	41	39	37	35	確保の 内容② (公設)	120	120	120	120	120
	2年生		34	34	33	31	30						
	3年生		31	31	31	30	28						
	4年生		15	15	15	15	14						
	5年生		4	4	4	4	4						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		127	126	123	118	112	差②-①	-7	-6	-3	2	8
6高倉小	1年生	量の 見込み ①	16	15	15	14	13	確保の 内容② (公設)	52	52	52	52	52
	2年生		13	13	12	12	11						
	3年生		12	12	12	11	11						
	4年生		5	6	6	6	5						
	5年生		2	1	2	2	2						
	6年生		1	1	0	1	1						
	合計		49	48	47	46	43	差②-①	3	4	5	6	9
7黒須小	1年生	量の 見込み ①	29	29	27	26	25	確保の 内容② (公設)	91	91	91	91	91
	2年生		24	23	23	22	21						
	3年生		22	22	21	21	20						
	4年生		10	10	10	10	10						
	5年生		3	3	3	3	3						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		89	88	85	83	80	差②-①	2	3	6	8	11

区域	対象		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度
8扇小	1年生	量の 見込み ①	47	45	43	41	39	確保の 内容② (公設)	111	111	111	111	111
	2年生		38	38	36	35	33						
	3年生		34	35	35	33	32						
	4年生		16	16	16	16	15	確保の 内容③ (民設)	30	30	30	30	30
	5年生		5	5	5	5	5						
	6年生		2	2	2	2	2						
		合計	142	141	137	132	126	差(②+③)-①	-1	0	4	9	15
9金子小	1年生	量の 見込み ①	22	22	21	19	18	確保の 内容② (公設)	83	83	83	83	83
	2年生		18	18	18	17	15						
	3年生		16	16	16	16	15						
	4年生		8	8	8	8	8						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	67	67	66	63	59	差②-①	16	16	17	20	24
10狭山小	1年生	量の 見込み ①	22	21	21	19	18	確保の 内容② (公設)	70	70	70	70	70
	2年生		18	18	17	17	15						
	3年生		16	16	16	15	15						
	4年生		8	8	8	8	7						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	67	66	65	62	58	差②-①	3	4	5	8	12
11藤沢南小	1年生	量の 見込み ①	22	21	20	19	18	確保の 内容② (公設)	80	80	80	80	80
	2年生		18	18	17	16	15						
	3年生		16	16	16	15	15						
	4年生		8	8	8	8	7						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	67	66	64	61	58	差②-①	13	14	16	19	22
12藤沢東小	1年生	量の 見込み ①	31	30	29	27	26	確保の 内容② (公設)	106	106	106	106	106
	2年生		25	25	24	23	22						
	3年生		23	23	23	22	21						
	4年生		11	11	11	11	10						
	5年生		3	3	3	3	3						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	94	93	91	87	83	差②-①	12	13	15	19	23
13仏子小	1年生	量の 見込み ①	17	16	15	14	14	確保の 内容② (公設)	47	47	47	47	47
	2年生		13	14	13	12	11						
	3年生		12	12	13	12	11						
	4年生		6	6	6	6	6						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	51	51	50	47	45	差②-①	-4	-4	-3	0	2
14宮寺小	1年生	量の 見込み ①	14	14	13	12	12	確保の 内容② (公設)	40	40	40	40	40
	2年生		11	11	11	10	10						
	3年生		10	10	10	10	9						
	4年生		5	5	5	5	5						
	5年生		1	1	1	1	1						
	6年生		0	0	0	0	0						
		合計	41	41	40	38	37	差②-①	-1	-1	0	2	3
15新久小	1年生	量の 見込み ①	17	16	15	14	14	確保の 内容② (公設)	59	59	59	59	59
	2年生		13	14	13	12	11						
	3年生		12	12	13	12	11						
	4年生		6	6	6	6	6						
	5年生		2	2	2	2	2						
	6年生		1	1	1	1	1						
		合計	51	51	50	47	45	差②-①	8	8	9	12	14

区域	対象		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度		2025年 令和7 年度	2026年 令和8 年度	2027年 令和9 年度	2028年 令和10 年度	2029年 令和11 年度
16東町小	1年生	量の 見込み ①	30	29	28	26	25	確保の 内容② (公設)	94	94	94	94	94
	2年生		24	24	23	23	21						
	3年生		22	22	22	21	21						
	4年生		10	10	10	10	10						
	5年生		3	3	3	3	3						
	6年生		1	1	1	1	1						
	合計		90	89	87	84	81	差②-①	4	5	7	10	13
合計	1年生	量の 見込み ①	412	399	381	357	343	確保の 内容②	1,313	1,313	1,313	1,313	1,313
	2年生		332	333	322	307	287						
	3年生		301	302	303	292	278						
	4年生		143	145	145	145	139						
	5年生		41	40	41	41	41						
	6年生		16	16	15	16	16						
	合計		1,245	1,235	1,207	1,158	1,104	差②-①	68	78	106	155	209

(4) ショートステイ（子育て短期支援事業）

子育て不安を解消するため、2歳から12歳までのこどもの保護者が、疾病、疲労、怪我等のやむを得ない理由により、家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設やショートステイ協力家庭に委託してこどもを短期間預かります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①(人日)	27	26	25	24	23
確保の内容②(人日)	27	26	25	24	23
差② - ①	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て等の状況の把握や必要な情報の提供を行います。その際に適切な母子保健サービスが受けられるように支援し、育児不安の軽減や児童虐待予防に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	686	672	658	644	630
確保の内容	実施体制：保健師や助産師、看護師による家庭訪問				

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が必要と判断した家庭に対し、保健師や助産師、ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言・支援等を行い、適切な養育の実施の確保を図ります。

「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童や特定妊婦に関して、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容に関する協議を行います。これらの協議の中で、適切な役割分担や情報共有を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(世帯)	3	3	3	3	3
確保の内容	実施体制：助産師や保育士による訪問支援				

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育ての負担感・不安感を軽減するため、身近な場所で子育て家庭が気軽に集い、交流や相談ができる環境を整備します。全ての区域に「一般型（常設）」の拠点を設置することを基本としつつ、様々な条件等により整備が見込めない区域においては、補完として「出張ひろば」を設置し、利用者のニーズ等に対応します。

なお、この事業における「量の見込み」と「確保の内容」は、入間市公共施設マネジメント事業計画における9地区を基本に提供区域を設定しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①(人日)					
豊岡1	11,376	11,284	11,190	10,919	10,654
豊岡2	4,692	4,654	4,615	4,504	4,394
豊岡3	7,365	7,305	7,244	7,069	6,897
東金子	7,011	6,954	6,896	6,729	6,566
金子	4,030	3,997	3,964	3,868	3,774
宮寺・二本木	4,961	4,921	4,880	4,762	4,646
藤沢1	10,478	10,393	10,307	10,057	9,813
藤沢2	4,551	4,515	4,477	4,369	4,263
西武	9,328	9,252	9,175	8,953	8,736
合計	63,792	63,275	62,748	61,230	59,743
確保の内容②一般型(か所)					
豊岡1	3	3	3	3	3
豊岡2	1	1	1	1	1
豊岡3	0	0	0	0	0
東金子	1	1	1	1	1
金子	0	0	0	0	0
宮寺・二本木	1	1	1	1	1
藤沢1	2	2	2	2	2
藤沢2	0	0	0	0	0
西武	1	1	1	1	1
小計	9	9	9	9	9
児童センター 連携型	1	1	1	1	1
合計	10	10	10	10	10
・一般型（常設）が設置されていない区域においては、「出張ひろば」を設置する。 ・既に一般型が設置している区域であっても、地理的条件や利用者ニーズ等、地域の実情に応じて「出張ひろば」を設置する場合がある。					

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業（一般型）

保護者の就労形態の多様化、傷病、入院及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とするこどもを保育所（園）・地域子育て支援拠点において預かります。

ここでは、乳幼児のファミリー・サポート・センター事業の利用も含めています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	19,021	18,802	18,599	18,142	17,739
確保の内容②					
保育所（園）（人日）	17,480	17,480	17,480	17,480	17,480
ファミリー・サポート・センター事業（活動件数）	1,685	1,702	1,719	1,736	1,753
地域子育て支援拠点（人日）	690	690	690	690	690
合計	19,855	19,872	19,889	19,906	19,923
差② - ①	834	1,070	1,290	1,764	2,184

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

教育時間の前後や長期休業日等に幼稚園や認定こども園に在籍するこどもを一時的に預かります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①（人日）	7,252	6,799	10,759	10,388	10,388
確保の内容②（人日）	28,800	28,800	46,080	46,080	46,080
差② - ①	21,548	22,001	35,321	35,692	35,692

(9) 病後児保育事業

病気の回復期にあるこどもに対して、保育施設での集団保育が困難な期間に、保育所（園）や病院等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、こどもの健全な育成を図ります。

ここでは、子育て緊急サポート事業の利用も含めています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①					
病後児保育（人日）	147	142	138	134	133
子育て緊急サポート事業（活動件数）	91	104	119	136	156
合計	238	246	257	270	289
確保の内容②					
病後児保育（人日）	960	960	960	960	960
子育て緊急サポート事業（活動件数）	91	104	119	136	156
合計	1,051	1,064	1,079	1,096	1,116
差② - ①	813	818	822	826	827

（１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）をつなぎ、会員同士による相互援助活動の連絡・調整を行います。こどもの預かりや保育施設への送迎等、地域の中で支援し、仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ります。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み①（就学児）（活動件数）	2,717	2,534	2,363	2,203	2,055
確保の内容②（就学児）（活動件数）	2,971	3,000	3,030	3,060	3,090
差② - ①	254	466	667	857	1,035

（１１）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進や、疾病の早期発見を目的に、妊婦健康診査を行います。健康診査の受診を勧奨し、妊娠・出産に伴う経済的な負担の軽減を図り、妊婦の健康保持と安心して出産できる環境整備に努めます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（健診回数）	8,323	8,153	7,984	7,814	7,644
確保の内容	実施体制：妊娠届時の助成券の交付 実施機関：県が指定する医療機関				

（１２）実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し負担軽減を図るため、副食費相当分、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

（１３）多様な事業者の参入促進・能力活用

地域の教育・保育ニーズに沿った、多様な事業者の新規参入を支援するほか、地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の支援を行います。

（１４）子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭に寄り添いながら家事・育児等の支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。また、虐待リスク等の高まりの未然防止につなげます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み①（人日）	316	316	316	316	316
確保の内容②（人日）	316	316	316	316	316
差② - ①	0	0	0	0	0

（１５）妊婦等包括相談支援事業

こども家庭庁令和６年１０月１０日付事務連絡「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver. ２）について」を基に算出中であり、今後、追加する予定です。

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども家庭庁令和６年１０月１０日付事務連絡「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver. ２）について」を精査しています。国は、令和８年度に「乳児等のための支援給付」を創設するため、本市も令和８年度からの制度の創設に向けて検討中です。

（１７）産後ケア事業

こども家庭庁令和６年１０月１０日付事務連絡「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver. ２）について」を基に算出中であり、今後、追加する予定です。

第6章 計画の進捗管理

1 指標と進捗管理体制

基本理念の実現に向けて、施策の指標や具体的な取組の状況を進捗管理していきます。国のこども大綱やこどもまんなか実行計画の改定の状況を踏まえて、必要に応じて計画や指標の見直しを行います。

(1) 計画全体の成果指標

基本理念の達成状況を確認するための指標として設定しています。次期計画策定の際の調査において検証を行います。検証結果を基に、入間市児童福祉審議会における次期計画策定の審議につなげていきます。

指標	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
生活に満足していると思うこどもの割合	0～10の選択肢で7以上を選択したこどもの割合	71.2%	71.2%	※1
今の自分が好きであると思うこどもの割合	「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択したこどもの割合	63.8%	70.0%	※1
生活に満足していると思う保護者の割合	0～10の選択肢で7以上を選択した保護者の割合	61.7%	70.0%	※1
地域の子育ての環境や支援への満足度	5段階評価の平均点	2.8	3.0	※2

※ 指標について、国が目標値を定めている場合は国の目標値を参考にし、既に達成されている場合は現状維持として現状値と同じ数値を目標値としています。

※1 出典：入間市こどもの意識・生活に関する調査

※2 出典：入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査 なお、無回答を除いて再計算しています。

(2) 施策の指標

基本理念の実現に向けて、こどもや子育て家庭の置かれている状況を確認するための指標として、各施策の方向性に設定しています。次期計画策定の際の調査において検証を行います。より短い間隔で把握が可能な指標については、こども施策に関する内部組織において進行管理を行い、入間市児童福祉審議会に報告します。

施策の指標を向上させるための具体的な取組については、こどもまんなか実行計画の改定等を踏まえて、毎年度、こども施策に関する内部組織において進行管理を行い、入間市児童福祉審議会に報告します。

施策の方向性	指標	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
Ⅰ こどものライフステージに応じた支援					
(1)	妊娠・出産について満足している人の割合	産後に助産師や保健師から十分に指導・ケアを受けられましたかという問いに対して、「はい」を選択した人の割合	84.6%	90.0%	※1
(2)	児童発達支援センター「ういず」を知っている人の割合	「はい」を選択した人の割合	50.5%	70.0%	※2
(3)	入所を希望する低年齢児が保育所等に入所できた割合	0～2歳児のうち、4月1日現在の入所児童数と待機児童数の合計に対する4月1日現在の入所児童数の割合	97.7% (令和6年度)	100.0%	※3
(4)	特定教育・保育施設等において自己評価を実施している割合	定期的に自己評価を実施している特定教育・保育施設等の割合	89.5%	100.0%	※3
(5)	入室を希望するこどもが学童保育室に入室できた割合	4月1日現在の入室児童数と待機児童数の合計に対する4月1日現在の入室児童数の割合	97.0% (令和6年度)	100.0%	※4
(6)	自分の将来は明ると思うこどもの割合	「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択した小学5年生の割合	83.2%	83.2%	※5
(7)	自分には自分らしさというものがあると思うこどもの割合	「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択した中学2年生の割合	78.1%	90.0%	※5
(8)	自分の将来は明ると思うこどもの割合	「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択した中学2年生の割合	65.3%	80.0%	※5
Ⅱ 子育て家庭への支援					
(9)	こどもの世話や看病について頼れる人がいる割合	日頃、こどもの看病や世話をみてもらえる親族・知人はいますかという問いに対して、「いずれもない」以外を選択した人の割合	80.3%	90.0%	※2
	子育てについて相談先がある人の割合	こどもの子育てに関して気軽に相談できる人や場所がありますかという問いに対して、「いない/ない」以外を選択した人の割合	95.1%	95.1%	※2
	育児に主体的に関わっている男性の割合	こどもの子育てを家族の中で主に行っているのはどなたですかという問いに対して、「父親」、「父母ともに」を選択した人の割合	59.6%	70.0%	※2
(10)	この施策は、法律等に基づいて着実に実施していくものであることから指標は設けないものとします。				

施策の 方向性	指標	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
Ⅲ ライフステージを通して行う支援					
(11)	こどもは権利の主体であると思う人の割合	「そう思う」、「どちらかというと思う」を選択した人の割合	54.4%	70.0%	※6
(12)	家庭において不適切な養育がなかった割合	「しつけのし過ぎあった」、「感情的な言葉で怒鳴った」等の不適切な養育に関して、「いずれも該当しない」を選択した人の割合	92.6% (3～4か月児健診)	95.0% (3～4か月児健診)	※1
			88.0% (1歳6か月児健診)	88.0% (1歳6か月児健診)	※1
			99.1% (3歳児健診)	99.1% (3歳児健診)	※1
(12)	育てにくさを感じている保護者で相談先等の解決方法を知っている割合	育てにくさを感じた時に相談先等の解決方法を知っていますかという問いに対して、「はい」を選択した人の割合	84.4%	90.0%	※1
(13)	インクルージョンが推進されていると思う人の割合	「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されている」について、「そう思う」、「どちらかというと思う」を選択した人の割合	27.2%	50.0%	※6
(14)	こどもの貧困率	世帯収入を同居家族の人数の平方根で割って算出する等価世帯収入の中央値の2分の1を貧困線とし、その貧困線を下回る世帯の割合	8.2%	7.8%	※5
	ひとり親家庭の親の就業率	ひとり親家庭のうち母子世帯において、就労状況について、「働いていない(専業主婦/主夫を含む。）」、「わからない」以外を選択した人の割合	91.9%	91.9%	※5
(15)	朝食をほとんど食べないこどもの割合	「週1～2日、ほとんど食べない」を選択したこどもの割合	3.4% (小学5年生)	0% (小学5年生)	※5
			4.3% (中学2年生)	0% (中学2年生)	※5
(15)	3歳児、12歳児でむし歯のないこどもの割合	3歳児における健全歯のみのこどもの割合	95.2% (3歳児)	95.2% (3歳児)	※1
		中学1年生における健全歯のみのこどもの割合	80.6% (12歳児)	95.0% (12歳児)	※7

※ 指標について、国が目標値を定めている場合は国の目標値を参考にし、既に達成されている場合は現状維持として現状値と同じ数値を目標値としています。

※1 出典：乳幼児健康診査（地域保健課調べ）

※2 出典：入間市こども・子育て支援に関するニーズ調査 なお、無回答を除いて再計算しています。

※3 出典：保育幼稚園課調べ

※4 出典：青少年課調べ

※5 出典：入間市こどもの意識・生活に関する調査

※6 出典：こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

※7 出典：学校歯科健康診断（学校教育課調べ）

(3) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法により、毎年度、入間市児童福祉審議会において点検・評価を行います。

計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況等を点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

第5章	事業名	指標 (確保の内容)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	所管課	
2	1号認定(幼稚園・認定こども園)	定員数	1,850人	1,476人	保育幼稚園課	
	2号認定(保育所等(3～5歳児))	定員数	2,048人	2,194人	保育幼稚園課	
	3号認定(保育所等(0～2歳児))	定員数	981人	960人	保育幼稚園課	
3(1)	利用者支援事業(基本型)	設置数	5か所	6か所	こども支援課	
	地域子育て相談機関	設置数	—	5か所	こども支援課	
	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	設置数	1か所	1か所	こども支援課 地域保健課	
3(2)	時間外保育事業(延長保育事業)	実利用児童数	752人	679人	保育幼稚園課	※1
3(3)	学童保育室 (放課後児童健全育成事業)	在籍児童数	1,155人	1,313人	青少年課	
3(4)	ショートステイ (子育て短期支援事業)	延べ利用者数	27人日	23人日	こども支援課	
3(5)	乳児家庭全戸訪問事業	訪問数／ 実施体制	819人	保健師や助産師、看護師による家庭訪問	地域保健課	※2
3(6)	養育支援訪問事業	延べ利用世帯数／ 実施体制	9世帯	助産師や保育士による訪問支援	こども支援課	※2
3(7)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	設置数	9か所	10か所	こども支援課	
3(8)	一時預かり事業(一般型)	定員数	28,173人日	19,923人日	保育幼稚園課 こども支援課	
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	定員数	20,610人日	46,080人日	保育幼稚園課	※1
3(9)	病後児保育事業	定員数	984人日	960人日	保育幼稚園課 こども支援課	
3(10)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	活動件数(就学児)	3,724件	3,090件	こども支援課	
3(11)	妊婦健康診査	健診回数／ 実施体制・実施機関	11,466回	妊娠届時の助成券の交付 県が指定する医療機関	地域保健課	※2
3(12)	実費徴収に係る補足給付事業	—	—	—	保育幼稚園課	※3
3(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用	—	—	—	保育幼稚園課	※3
3(14)	子育て世帯訪問支援事業	延べ利用世帯数	—	316人日	こども支援課	

※1 事業形態の変化等により数値の算出方法が変わりました。現状値には、第2期入間市子ども・子育て支援事業計画点検評価(第2章)の実績ではなく、改めて算出した数値を記載しています。

※2 全ての対象者へ事業を提供する等、実施体制を整えることが重要である事業については、数値目標ではなく、実施体制を目標としました。現状値には、第2期計画の実績を参考に記載しています。

※3 対象世帯に対して費用の助成を行う事業であることから、目標値を設定していません。